

平成29年第3回大衡村議会定例会会議録 第2号

平成29年9月6日（水曜日） 午前10時開議

出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第2号）

平成29年9月6日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）と同じ

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成29年第3回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、12番佐々木金彌君、13番小川ひろみ君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に発言を許します。

5番、小川ひろみ君、登壇願います。

[13番 小川ひろみ君 登壇]

13番（小川ひろみ君） 改めまして、おはようございます。

通告に従いまして、2件の項目で一問一答でご質問をいたします。

初めに、「小中学校に学校司書の配置を」と題しご質問をいたします。

昨日、産業教育常任委員会委員長により報告がありました。7月に産業教育常任委員会の視察研修がございました。訪問先を三重県多気町とし、「公立図書館と学校との連携による図書活動の推進」という内容の研修をしてまいりました。多気町は公立図書館が2館、学校は小学校が5校、中学校が2校、それぞれに資格を持つ学校司書の配置をし、その予算は自治体の自主財源で賄っているという町でございました。研修は、実際にかかわり、携わっている司書の方の説明であり、心に深く響くものでございました。さまざまな取り組みと事例をお聞きし、学校図書館の充実、必要性・役割、環境づくりがいかに大切

であるかを感じ、学校司書の重要性がこれからはますます大切であると感じてまいりました。そして、大衡においてもできると実感してまいりました。

現在、学習指導要領には学校図書館の規定がないため、学校図書館の活用は学校の裁量にゆだねられております。法律では、12学級以上の小中高校には、司書教諭を置かなくてはならないと定められていますが、多くは兼務という形でございます。教諭が担任を持ち、授業をしながら負担軽減をされることなく学校図書館を運営している状況です。将来を担う子供たちにとって、学校図書館の役割と重要性は非常に大きなものであるにもかかわらず、担任教諭や校長先生の考え方で学校司書の活用は大きく異なっているのが現状であります。なぜならば、2014年学校図書館法改正で初めて学校司書が法的に認められましたが、配置は努力義務であるからです。

現在、大衡中学校には学校図書館司書補が配置されておりますが、雇用体系はどのようにになっているでしょうか。小中学校の学校図書館の状況はどのようなものでしょうか。また、小中学校図書館の充実と学校司書の必要性、配置をどのように考えているのか。学校図書館は100校あったら100通りと言われるように、同じ学校でも担当者や校長先生の考え方、自治体や首長の理解と配慮、予算の組み方によっても変わります。大衡の小中学校における学校司書の配置に対する村長の考えをお伺いいたします。

次に、「役場庁舎のバリアフリー化の考えは」と題しご質問いたします。

現在、大衡村の役場庁舎はエレベーターがなく、障害を持った方々や足腰の弱った高齢者にとって非常に不便でございます。障害者や高齢者の目線に立ち、配慮した庁舎の環境づくりが大切であると考えます。昨年、私自身が骨折をし、松葉づえを使い、足の不自由な立場になり、庁舎がどれだけ障害をお持ちの方、高齢者の方々が大変な思いをされていたのかが身にしみて痛感いたしました。2016年4月には、障害者差別法が施行され、国や自治体に負担が重すぎない範囲で障害者向けの設備を調えたり、サービスの提供をしたりする合理的配慮が義務づけられました。義務づけられたことにより、大衡においてどのようなことを行ってきたのか、今後庁舎内環境づくりをどう進めていくのか、取り組みの必要性をどう捉えているのかをお聞きいたします。大衡におけるバリアフリーの考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

まず、きょうの小川ひろみ議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1件目の中学校への学校司書の配置についてということですが、この学校司書の配置、大衡村においては必ずしも十分ではないというその認識は私も持っているところでありますし、さらには、公立の図書館的な図書室みたいなものを、学校のみならずのそういういたことも含めて本当に意義のあるご質問いただいたなど、こんなふうに思っているところでありますが、この学校司書の配置につきましては、教育長のほうから答弁をいたさせますのでよろしくご理解をお願いしたいというふうに思っております。

私は役場庁舎のバリアフリー化の考え方ということについてお答えをさせていただいたいと思います。

役場庁舎は昭和57年11月に供用を開始しました。間もなく35年が経過しようとしております。長い年月が経過する中、各所に老朽化の箇所も見られ、その都度修繕を行っているものでありますが、将来的には大規模な改修や建てかえ等々も、将来検討はしていく必要があるものと、こんなふうに認識しているところでございます。また、バリアフリーにつきましては、平成18年12月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が制定され、公共交通施設や建築物などのバリアフリー化を進め、高齢者や障害を持たれた方々などが自立した日常生活や社会生活を確保できるようなそういう対応が求められてきておるところであります。

村におきましても、役場庁舎につきましては和式便座から洋式便座への取りかえや、オストメイトに対応したトイレ、多機能トイレ、そういったものに改修したり、あるいは階段へ低い手すりですね。高い手すりはあったんですけども、さらに低い手すりも設置するなどして国の交付金等を有効的に活用しながら、誰もが使いやすい環境整備に努めてきているところであります。

しかしながら、庁舎にはエレベーターがなく、来庁される方にご不便をかけていることも事実であります。全ての方にとって使いやすい施設となっているかといいますと、まだまだ不十分な点が散見されるものと認識をしておるところであります。

なお、既存の建物にエレベーターを設置するためには、エレベーターの設置スペースや利用者の動線の確保あるいは建物の構造に与える影響や、そしてまた財源の調整等々、あらゆる角度から検討していく必要が求められるというふうに想定されますので、今後、設置の可否については慎重に研究してまいりたいと考えております。

また、違う方策として有効と思われるのが、既存の階段に椅子式の児童昇降機の設置な

ども費用がエレベーター設置に比べて安価で済みますので、そういった方向も視野として捉えながら検討してまいりたいと、このようにも思っておるところであります。

いずれにいたしましても、誰もが安全・安心、快適に役場を利用してもらえることが大切であるというふうな認識は当然基本であります。国で進めているバリアフリー化の促進を図ることにもなりますので、エレベーター設置の可否も含め庁舎の総合的な整備等を検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 庄子明宏君 登壇〕

教育長（庄司明宏君） おはようございます。

「小中学校に学校司書の配置を」とのご質問についてお答えいたします。

1点目の、「現在の中学校における学校司書の雇用形態は」とのご質問ですが、中学校の図書司書につきましては、村の臨時職員として週3日、1日当たり6時間勤務で図書館の蔵書の管理及び整理等の業務を行っております。

2点目の、「小中学校の学校図書館の現在の状況は」とのご質問ですが、平成28年度末現在、小学校の蔵書数は8,262冊、中学校の蔵書数は9,095冊であり、貸し出し実績につきましては小学校が1万759冊、中学校は1,229冊という状況がありました。蔵書数は年々徐々に増加しておりますが、まだ十分とは言えない状況と考えております。また、学校図書館は調べもの学習等を通じて児童生徒の学習活動を支援する学習情報センターとしての機能と、児童生徒の豊かな心を育む読書センターとしての機能を有する非常に重要なものであり、さらなる充実が必要と考えます。

3点目の、「小中学校における司書の配置をどのように考えるか」とのご質問ですが、平成15年度から学校図書館法により学級数が12学級以上の規模の学校に学校図書館の専門的職務を担う司書教諭を必ず配置しなければならないと定められ、小学校においては司書教諭の資格を持つ教諭が現在2名おります。中学校にも1名おりますが、村では職員を雇用し図書館業務に当たっていただいております。

小学校の司書教諭は学級担任でもありますので、日常的に集中して図書館の業務に当たることは難しいのが現状ですが、専門性を生かして図書館経営や図書館図書購入の際に中心的役割を果たしております。教育委員会といたしましては、地域住民に対する文化施設として学校図書館はもとより、公共の図書館の充実の必要性も実感しているところでござ

います。学校司書の配置を含め図書館機能の充実を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁です。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 最初に小中学校学校司書の配置をどのように考えるかというご質問をさせていただきたいと思います。

今、教育長の答弁にありましたように、村の臨時職員として中学校には学校図書館に週に3回、1日当たり6時間という勤務という答弁でございました。週3日という日にちではなく、やはり毎日図書館に誰かがいる環境づくり、そして専門性を持った学校司書の資格を持った方がいることがこれから大切ではないかと思いますけれども、私も二十数年前この学校司書として仕事をしていたので、やはり専門性に欠けるという部分でとても苦労します。そういう部分をやはり考えて、きちんとした資格を持った学校司書、そして毎日いるという体制をつくることをどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） 学校図書司書の存在の重要性につきましては、議員おっしゃるとおりだと思っております。特に、学校の図書の管理はもとより、選択、収集、提供、広報等さまざまな仕事をこなさなければなりません。さらに、教職員の多忙感から、やはり職員の仕事の減少といいますか、減らすことも含め、そして何とも重要なのが子供たちの見守りもお願いできるということであるなというふうに考えております。ただ、財政面での支出のこともありますので、今後検討していくかなければならないなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり、大衡中学校、今不登校問題、いじめ問題、さまざまなもの今までにないくらいの環境の中であることが現実だと思います。その中で、先生とは異なる人とのかかわり、そして居場所づくり、もしくはたまり場になることもあるかもしれません。そういう環境づくりが大衡にとって、財政も大変とかそういう問題じゃなく、やはり大衡村の子供たちの教育に親身になって考えていくことが今本当に必要ではないかと考えますが、答弁をお願いいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） お答えします。

まさに、先ほど見回りというお話を出しましたけれども、現実的には不登校の生徒が授業中いる場所としても実際に使っております。さまざまな意味で、先ほども申し上げまし

たけれども、生徒指導のセンターとしても役立つ場所でもあり、十分考えていかなければ
ならないというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 中学校においてはあれですけれども、小学校において今現在は学校の教員の先生が司書の免許を2名持っているという答弁でございました。やはり、小学校こそ、今中学校で不登校やいじめが問題になっているその根っこは小学校の小さいうちからのいろいろなかかわり方、そしてそういう場所がとても大事だと思います。小学校においては、やはり教員の先生方が兼務するという今仕事が多忙の中、先ほども言いましたけれども、多忙の中で兼務するという状況をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） まず、1つ目は、ニュースでもよく報道されますけれども、教職員の多忙感という言葉がよく登場してまいります。内容につきましては、そのニュースの中でお話されているとおりであるとは思いますけれども、今後さらに新指導要領の実施に伴いまして時数もふえてまいります。そういう意味でも小学校への配置というのは適切ではないんだろうかなというふうに考えています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり学校において、調べ学習や総合学習、体験学習などそういう部分のやはり支援、教員に対する支援も専門的な学校司書がいることでスムーズな運営ができるとも考えます。今、教育長が言ったように、時間数ですか時数の増加によって教育現場が大変な中で、やはり専門性を持った司書がいることによっていろいろな部分で教員との連携、そういうものを担っていけるのではないかと思いますが、そのあたりのことをお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） 今、議員おっしゃるとおりでそれが答えとなってしまっておりませんので、そのとおりかと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 教育長の答弁はいただきました。それで、村長のほうに今まで教育長といろいろお話をしまいましたことについての村長の考え方をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えをしたいと思います。

今、まさにその学校司書の件でいろいろお話を今熱を帯びてきているところであります
が、私も実は本を読め、本を読めということをよく親から言われた経験がございます。し
かしながら、そんなに読んで勉強したわけではございませんけれども、よく口癖のように
言われたものであります。子供の成長にとっては、この読書、本を読むといことの習慣
が非常に大事なんだなということを、つい近頃、大人になってからわかつてきましたようなお
恥ずかしい次第ではありますけれども、その読書の重要性、これは当然すばらしい効果が
あるんだろうと、大衡村のみならず今の子供たち何でも今機械でもってやっていますけれ
ども、やはり実際に目で見るということが大事なんではないのかなというふうに思ってお
ります。

それで、このデータを見ますと、ちょっと長くなりますけれども、小学校が圧倒的に貸
し出し実績1万冊を超えておりますが、中学校は1,200ということで大分差があるといい
ますか、中学校の場合はいろいろ部活やらなんやらでそういう時間がないのかなという
ような気持ちも持たないわけではありませんが、議員おっしゃるように、やはり学校での
読書の時間、学校によっていろいろですが朝に登校したら何分かは本を読むというよう
なことをやっているような学校もございます、もちろん。今もやっているかどうかはそれは
わかりませんけれども、そういう読書を習慣づける、そういう生活の習慣をつけさせ
る、そういうことも必要になってくるのかなと。そうした場合に必要なのは、やはり司
書がいたほうがいいなというふうな、当然議員おっしゃるとおりでございまして、ただ、
先ほどもいろいろあったわけですが限られた予算の中でということですが、
しかし、私は教育には力を入れるということを公約としても掲げております。いろいろな
面で精査しながら、条件を精査しながら、どのようなことが可能になってくるのか、そ
ういったものを研究してまいりたいと、このように思っている次第であります。私の村長と
しての所感であります。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村長として、やっぱり司書の大切さがとてもわかつていただけるとい
うことでしたので、こここの司書の活用、専門性を持った資格を持った方の活用をぜひやって
いただきたいなと思います。

また、教育長に、その中で予算があるということですので、やれるところの取り組みか
ら、実際今すぐできる取り組みからやはりやっていくことが子供たちにとっても大切でな
いかなと思います。今、村長が言ったように朝10分の読書、また図書館に新聞を置く、そ

ういうようなちょっとした心がけによって子供たちがやはり探究心を持ったり、そういう部分で必要になってくると思いますが、そのような取り組みができるのかお伺いいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） まず、今現在の小中学校の蔵書数と標準的な冊数、蔵書というのがどのくらいになっているかということからお話をしますと、大衡村が今現在小学校が8,262冊ですけれども、大衡村の標準蔵書数は少な目で、標準的に言えば8,760冊以上なければ標準に達していないという計算になります。それから、中学校につきましては今9,095冊ということですので、大衡中学校の標準冊数は8,480冊である程度を超えてはおります。しかしながら、全国の1年間に1人に対する図書費用、どれだけ使っているかということを考えますと、全国的平均としては1人に対して2,500円から3,000円ぐらいの図書購入がなされています。それに対して、先日、東成瀬村を視察したときは、あの村については大変読書について力を入れております6,000円という金額でした。それに対して大衡村は1,500円ということで、この辺からもやはり本の大切さというところについて重要視していかなければならないなと思います。と同時に、今議員がおっしゃいました、図書館に新聞も置いてはどうだろうかと、確かにそのとおりで大衡小中学校にはありません。ぜひ、新聞、英字新聞とか、それから子供新聞とか、読みやすいような、興味を持てるような新聞を置く必要はあるのかなというふうに思っております。小学校は毎日8時15分から8時30分まで（「毎週火曜日」の声あり）毎週火曜日読書をしております。それから、中学校は1年生が週4回、2年生、3年生が毎日朝読書をしております。ただ、3年生につきましては後半受験等がかかわってまいりますので、それが朝学習に変わるというふうな状況であります。小中学校とも計画的に今やっております。小学校につきましては、さらに読み聞かせのボランティアということで、地域の方が11名おりまして、その方たちが小学生に向けて、ただ読むではなくて感情を入れた表現をした読み聞かせをするということで本を充実させるというふうなところで扱っております。今後、議員おっしゃいますように、図書館の機能が充実して発展できるように考えたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり、今とても活字離れが進む中、親が忙しい中ですとスマホを渡し、ゲームそういう部分が本当に手軽な部分になっていて、ますます本に触れる機会もない中で、唯一学校という場所において読書する場所ではないかなと思っております。ぜひ教育

長が言ったようなことの取り組みをしていただきたいと思います。また、読み聞かせボランティアの方にお伺いいたしましたけれども、やはり本を探すのも自分たちでやっている、学校図書館の充実をしていただければ学校図書館で本を探すことができる、それができないために大和町のまほろばに行ったり、県の図書館に行かなければならぬというお話を聞いております。この読み聞かせボランティアの方々は、本当にボランティアでございます。そういう部分を顧みますと、やはり本当にありがたい部分もたくさんございます。子供たちに本当に熱意を持ってかかわってくださる方々です。そういう方々のためにも学校図書館の充実、そして専門性を持った司書がいることで、やはりその本を選んでくれる、そういう部分も大切ではないかと思いますがお伺いいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） 先ほど申し上げましたように、大衡村の1人に対する本の予算につきましても大分低いということを認識しておりますので、今後、本についても充実したものを取り寄せて配置してまいりたいなと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） では、2件目の役場庁舎内バリアフリー化の考え方についてのご質問をさせていただきたいと思います。

大衡村、やはり私も経験いたしました。とてもやはり大変です。自動ドアがある玄関ですね、庁舎前玄関はある程度不自由でも通って来れますけれども、平林会館入り口、ドアになっております。そのとき、つえをついたり松葉づえになったりとか、車椅子の方々、あの扉さえ開けることが困難であることが実感されました。そして車椅子は中にあります。どうしたら車椅子に乗れるでしょうか。そういうことを考えたとき、やはり大衡村はまだまだ本当に先ほど答弁でもありましたけれども、そういう部分に足りない不自由な点があると認識しているという答弁でございました。そういう部分で私の提案をいたしまして、やはり障害者スペース、駐車スペース、平林会館のところにございますけれども、あそこに呼び出しへルとかそういうような配慮、そういうものを総務課とかそういう部分におきまして助けていただくような形をとるのも一つの方策ではないかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 平林会館の入り口、本当に自動ドアでなくて、それも二重になっておるという。2回手で開けなきゃやないという。確かに不便であるというふうに私も感じております

す。本当にそういった意味では、そこも自動ドアにできればいいのかなというふうに思つておりますし、さらにはその平林会館の前の駐車場ですね、そこにも車椅子用のスロープ、そういうものがすぐそばにはないという、車をおりてすぐのところにないということも事実でありますから、やっぱりそういったところも今後改善の余地が出てくるのかなと、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、今後そういったご意見も参考にしながら近い将来的にそういったものの改善、改良、そういったものを検討してまいらなければならぬというふうには思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 答弁の中で、椅子式自動昇降機の設置も考えるという答弁がございました。これは中学校において、数十年前実際に不自由な方がやはり学校にいる中で取りつけた経緯がございました。やはり、これは早急に、平林会館は皆さんより集まる場所だと思っております。どんな方でも気軽に、そして心配なく行ける場所であることが大切ではないかと思いますけれども、こちらの設置は本当に考えていらっしゃるのか、そのあたりをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当にそういうことを考えているのかということあります。実は、その件につきまして試算をしております。経費の面でありますが、エレベーター設置の場合は設置費用が外づけであります。中には今の規格のエレベータースペースあったんですけども、それは今のエレベーターの規格には合わないということで、外づけになります。外づけといつてもいろんな場所ももちろん選定しなければならない。そういうこともありますて、じゃあ費用は幾らかかるんだと、外づけの場合は。これは概算でありますから、もっともっと変動あると思うのですが、概算でもって7,000万円から1億円ぐらいの費用がかかるであろうというふうな都市建設課のほうからの試算がされました。一方、椅子式の昇降機は1階・2階、2階・3階、それから平林会館の2階・3階までの3カ所という想定の中でありますが、約1カ所についての費用が200万ということで、3カ所でありますから600万ですかね、ということあります。そういう費用が発生してくるということですが、いずれにいたしましてもこの庁舎、昭和57年でありますから35年ですかね、以上たっているわけであります。これからそのぐらい、例えば使用するとすれば30年、40年ですね、これから使用するとしても長いスパンになります。少々の、例えば1億円かけてもその40年で割れば、どの程度の負担になるのかということは大体皆さんも検討つく

と思います。それが費用対効果、それでいいのかどうかも含めて、あるいは場所をですね、エレベーターにすれば、場所がどこにしたらいいかって言っても限られます。そういった場合は、先ほど来館者の動線も考えなきやいけないと、動線というのは動く線ですね。要するに、玄関入ってきてからそのエレベーターまで行く、その道筋ですね、そういうことも考えていろんなところを想定しながら、どこが一番いいのかなといった場合の検討も必要になってきます。いずれにしても、最初からできているものと違ってエレベーターを設置したとしても、ある程度使い勝手がちょっと、最初からついているエレベーターに比べれば劣ってくるのかなとそんなふうには思っているところがありますが、しかし、そういういた両面でいろいろ考えられるのかなと、椅子式とエレベーターと。それから、やはりさっき申し上げました、平林会館の自動ドアですね。自動ドアをやっぱり何とかしなければならない。それから、駐車場からのスロープもちゃんとしなければならないというような課題は山積しているということの認識は間違いございませんので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり、そういうようなことがとても大事になりますし、今回また「おおひらスカイ・ハイ」前夜祭には、全国から来館が平林会館に来ていただきます。毎年、車椅子で来られる方がいらっしゃいます。そのときに、やはり手助けをする方はいますけれども、それを持ち上げられている本人が一番つらい思いをします。やはり、このことを一番感じるのは障害を持った方や足腰の弱った方々、高齢者の方々ではないでしょうか。やはりそこのところを十分に考え、そして行政としてそういうような方々の目線に立ち、職員が一人一人がそういうような体験を通してどのくらい大変であるかを実感することが必要ではないかと思いますが、村長の考え方をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういった、ことしそういった方々のために交通弱者に対するタクシー券の助成等々もさせていただきました。玄関から玄関までというような、そういうたたずみでございます。やはり、この庁舎に来られる方につきましても、本当にそういう障害があっては、やはりならないなど、こんなふうに思っておりますから、ただ、このエレベーターやら椅子式の昇降機につきましても、例えば、障害をお持ちのお方がそのまま乗るときに誰かがやっぱり手助けが必要だというふうなこともありますので、それも含めながらそういうたたずみの職員の配置なりを、よその役場庁舎に行きますと案内がおられますね。大衡村に

は案内いませんけれども、やっぱりそういった方々みたいな人がいて、そういった方がいらしたときには介添えをしてあげるとか、そういったことがあって昇降機も生きてくるんだろうというふうに思います。エレベーターは先ほど言ったように外づけになりますので、少々使い勝手の余り、ちょっと劣るのかなと思いながらもエレベーターは一番いいんではないのかなと私も思っているところでありますので、精査、検討をさせていただければなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今回のこの定例会に一般質問の締め切りは8月23日でありました。私は23日、24と議長との研修がございまして、22日に一般質問を出させていただきました。その研修の中で、議長から広報紙についてのお話がございました。広報についていろいろ今後勉強したほうがいいと、そして、今まで先輩たちがやられた広報でもすばらしいものがある、そういうものも研究してはどうかというお話があり、25日金曜日に議会運営委員会が午後からありましたので、そのとき広報紙を見させていただきました。平成13年8月24日の広報紙です。村長が議員時代のものであります。「優しさと安心が実感できるまちづくりを」という題材で一般質問をしておりました。その中で、役場庁舎へ障害者、高齢者用エレベーター設置についてという質問をしております。そのとき村長は、「全村バリアフリー推進達するためには、まず村の玄関でもありシンボルとも言える役場庁舎をバリアフリー化しなければならない。現在管内では、富谷町と利府町が庁舎建設中ではあるが、両町ともエレベーターは2基設置するとのことで、理由もまさしくノーマラーゼーションの理念そのものであった。幸いにも本村では、庁舎建設時にこのような時代のニーズを見越してエレベータースペースを確保している。今こそ障害者、高齢者用エレベーターの設置を真剣に検討すべきと考え、村長の所信を伺う。」と言っております。それで跡部村長は答えているんですけれども、そういうような村長が議員時代にこういうふうな思いをしていたということが初めてわかりました。それで、最後にですけれども、この自分の思いもあったと思います。やはり、真剣に考えなきやないときだと思っております。最後に、村長の考え方をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 聞くなっていう人もいるようですが。今、私の議員時代の質問の要旨を読み聞かせていただきました。すばらしいその当時の議員だったんだろうなと。私も今聞いてみて、感動しているところであります。であります、全く今もその考えに変わりはご

ざいません。ただ、当時はノーマラーゼーション、本当にそういった障害者の方もみんな一緒にようと、これから一緒にやらなきやならないんだというような時代の、もちろん今もそうですけれども、そういった中でエレベータースペースの中で、エレベータースペースはありますから、それを活用できるものだと私は思って早くやったほうがいいんでないかということをしました。ところが、時代の変遷によってその規格が合わないという、今はですね、なのでそうなったということありますので、本当にその気持ちは全くその当時と変わっておりません。何年でしたっけ、それ。（「平成13年です」の声あり）平成13年ですか。今から16年、17年ぐらい前ですかね。そういうこともありました。肝に銘じて、その理念をぜひ実現に向けて検討をしてみたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり、できることから模索して必要なことをやっていく、そのような信念を持って今後村長に期待するものであります。終わります。

議長（細川運一君） 6番、高橋浩之君、登壇願います。

[9番 高橋浩之君 登壇]

9番（高橋浩之君） 私の今回の一般質問は、海老沢地区の村道を拡幅し交通環境を改善せよという案件と、今後の村民体育大会のあり方について再検討すべき時期に来ていると思いますが執行部はどのように考えているかを一問一答方式で伺うものであります。

最初に、村道海老沢線について伺います。

衡下地区の海老沢地内の真ん中を通っているのが村道海老沢線でございます。舗装幅員は、たった3.5メートルしかなく、2トン車クラスがぎりぎり通過できる程度でございます。そのため。軽自動車でさえすれ違うためには民家の間口を待避するしかなく、地元住民のみならず地区の海老沢のほうに利用する道路利用者たちも大変大きな不便をかぶっております。さらに、この狭い村道の問題点は、消防車などの緊急車両でさえ侵入するのに制限が出てしまうことであります。現状を見れば全くそのとおりで、救急車は何とか入れても、火災発生や自動車事故で脱出不能になったとき、大型の消防車や工作車の侵入は難しく、無理に入って來ても今度は脱輪や壁にこすったりというような2次災害の発生の危険性が出てしまいます。また、実測4メートル以下の幅員が原因で、新たな土地開発計画がありましたら認可がおりなかった事件も発生しております。海老沢地区は、村内でも数少ない市街化区域であり、本来であれば自由に住宅を建設できるはずなのに、ただただ道路が狭いというだけで全てが滞っております。住民の方の中には、「税金だけは高いのに

家1つ建てられない、災害時の避難道路としても貧弱である」と批判が高まっております。村内全域を見渡しても村道の整備は大きく進んでおりますし、現在も着実に改良工事が進展しております。しかし、村道海老沢線につきましては、いまだ取り残された状態であり、地域住民の安全のためにも地区発展に寄与するためにも早急に道路拡幅工事を行うべきと考えますが、村長はどのように思っているのか伺いたいと思います。

次に、ことしは秋晴れの青空のもと開催されました村民大会についてであります。

64回を数える長い歴史を持つ大会でありますが、まことに残念なことに今回は入退場門の看板が落下するという事故が発生し、テレビや新聞にも報道される大きなニュースにもなってしまいました。けがをされた子供たちや成人男性の方に対し、お見舞いを申し上げるとともに大事のないことを願うばかりであります。その点について、昨日全員員協議会で執行部より説明がありましたが、全くもって初歩的なミス、その後の対応の不手際、役場職員全員の猛省を求めるとともに、運動会に限らず全ての行事に対する再発防止対策の万全を期することを願うばかりでございます。

話を戻します。しかし、それ以外におきましては大変盛り上がり、各種目の競技で見ごたえがあり、あちこちで大きな声援と歓声が上がって盛会裏の中で終了いたしました。それこそいろいろと事件はありましたが、60年以上の長い歴史を持ち、下は小学生から70歳以上のシニアまで多くの村民が一堂に会し、真剣にそして楽しく一日を過ごすイベントは大衡村ならではと心から感じておりますし、このまますと継続して続けていってほしいとは願ってはおりますが、そろそろ今後の大会運営について再検討すべき時期に来ていると考えます。

その理由の1つとして、新学習指導要領が小学校は平成32年から、中学校は33年度から実施されますが、大きな改定の目玉として小学校における英語の正式教科化が挙げられます。3、4年生で35時間、5、6年生で70時間と大幅に授業時数が増加されますし、特別の教科として道徳の時間も設定されます。そして、その周知徹底を図るために、平成30年度から移行期間として外国の授業を15時間ずつ実施していくということあります。しかし、まだ教科書も選定されておらず、子供たちのみならず指導する先生方も試行錯誤の混乱を余儀なくされている現実がございます。学校サイドをすれば、村民体育大会を登校日と設定し、運動会のための練習を行う時間の余裕はもうなくなってきたいるということあります。実際に、今大会でも小学校では体育大会のための事前練習は余り行っておりません。その点について執行部はどこまで理解しているのでしょうか。

もう1つの問題は、各地区の人口や年代層のばらつきは年々増加しており、役員の皆さん方は選手の招集についてとても苦労されております。ことしの大会プログラムを拝見しても、対抗戦の種目は減少しているようですが、そろそろ抜本的な対策を講じる時期に来ているのではないかでしょうか。各地区とも選手集めの大変さは、今も昔も変わりはありません。最初に小学生が登校日扱いのきっかけになったのは、親子3代対抗リレーだったと私は記憶しております。この種目をプログラムの最初に持ってきて、さらに開会式に出席する人たちをふやそうと考えたことあります。それは今でも小学校地区代表リレーとして綿々と続いております。そして、小学生が全員参加しているのならば中学生も参加させようということで、何年か後に始まりました。子供たちが来れば、その親も参加します。お昼になれば中央公園のあちこちでテントやブルーシートが広げられにぎやかな笑い声があちらこちらから聞こえてまいります。村民体育大会は長い歴史を持ち、大衡村民が一番集まるすばらしいイベントであります。大人から子供たちまでみんな楽しみにしておりまし、各地区が一丸となってプレーしていることの躍動感はたまらないものがございます。ぜひ継続していっていただきたいと願いたいとおりますが、時代に即した内容と運営方針の検討を図っていくときが来たと思います。村長の考えを伺います。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分　休憩

午前11時10分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　高橋浩之議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1件目の海老沢地区村道の拡幅改良を進めよとのご質問にお答えいたします。

村道海老沢線は、国道4号から大和町道までの総延長353メートルの路線であり、昭和55年6月に路線認定した村道であります。路線のほとんどが未改良区間となっております。車道の幅員は最小のところで2.5メーターしかないため、通行する車両は交互交通ができない状況で、日常生活のみならず有事の際の緊急車両通行にも支障を來している状況は本当に深く認識をしているところでございます。

また、質問にあったとおり、同地区は市街化区域となっておりますけれども、建築確認申請に当たっては、道路敷地が4メートル以上ある道路への接道の義務が生じるために、現状のままでは新たな建築ができないことから有効な土地利用が図りにくい状況にあることも市街化区域であるにもかかわらず開発ができない要因の1つになっているのではないかと考えておるところであります。市街化杭区は都市計画法上、面的な整備を行うことにより優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされております。昨今、工業団地への優良企業の進出や村の子育て支援策等各種優遇施策の影響もあって、大衡村における住宅を初めとした宅地の需要が高まっております。こういった点から、海老沢地区の市街化について促進していく好機と考えておるところでございます。土地利用計画を考えていくには、あくまで土地所有者の皆さんのが主役でございますので、村といたしましては地域の安全・安心の環境づくりはもちろんありますが、地区住民及び土地所有者の皆さんの主体的な考え方を尊重しながら、村としての役割を担ってまいりたいと考えております。

2件目の村民体育大会のあり方についてのご質問ですが、これは詳しくは教育長に答弁をいたさせますが、先ほど議員おっしゃったとおり、いろいろな小学校の時限数の問題やら、今度の新しい教育の方針なりが示された時点でいろいろ小学生の参加が大変難しくなってきているのではないかという、そういったお話は私も承知をしておるところでありますて、小学生については来年度からどのような参加の仕方ができるのか、あるいはできないのか、そういうことも含めて検討をしていく時期に来ているなど、こんなふうには考えておるところであります。詳しくは、教育長のほうから答弁をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

〔教育長 庄司明宏君 登壇〕

教育長（庄司明宏君） まず、初めに、第64回村民体育大会開催におきまして、あってはならない入退場門落下という不祥事を起こしてしまいましたことに心からおわび申し上げますとともに、けがをされた皆様には心から重ねておわび申し上げます。

2件目の今後の村民体育大会のあり方についてのご質問にお答えいたします。

1点目の新学習指導要領の施行に伴い、小学校は村民体育大会を出校日として対処すること、これが難しくなってくるというのがその対応は、とのご質問ですが、議員のご質問内容にもありましたとおり、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から新学習指導要領が完全実施となります。それに伴い、来年度から移行期間として特別な教科、

道徳など新学習指導要領に沿って前倒しして実施されるものもあります。中でも、改定として小学校5、6年生で行われておりました外国語活動が3、4年生で実施されることとなり、5、6年生では新たに外国語、いわゆる英語が必修教科となります。そのため、小学校中学年、高学年においては年間35時間の授業時数が増加することとなり、その確保がこれまで以上に難しくなってくることが予想されます。また、新たな教科ということで、教員が授業をするための準備の時間も不可欠となってまいります。村民体育大会は、村民の皆様が大変楽しみにされている大きな行事であり、小中学校とも登校日とし、村民の一員として全員で参加してまいりましたが、議員ご指摘のとおり学校の負担等について考えなければならない時期に来ているように感じております。教育委員会といたしましては、学校の事情を踏まえ、関係の皆様のご意見をお伺いしながら、来年度以降の参加について検討してまいりたいと考えます。

2点目の大会プログラムについて、各地区の人口や年代層のばらつきが増大しているので、内容について再検討してはどうかとのご質問ですが、ことしの村民体育大会のプログラムにつきましては、例年同様全部で17の競技種目で実施し、うち対抗種目は8種目で行いました。プログラム内容につきましては、毎年6月のスポーツ推進委員と分館長との合同会議において、種目や競技内容を協議しまとめ、7月の区長、分館長、スポーツ推進委員の合同会議において、さらに話し合いをし正式決定しております。平成28年度にときわ台団地が新設されたことなどに伴い、各地区の人口や年代層のばらつきに応じて種目の一部変更や出場選手基準の工夫などを行い、また、地区間で選手の貸し借りを認めて対抗種目から外すなど、いろいろ工夫して参加しやすい大会にしてまいりました。今後も各地区の人口や年代層のばらつきが増大する可能性があると思われますので、各地区町、分館長、スポーツ推進委員等の意見をいただきながら十分に検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　村長に答弁をしていただきましたけれども、改めて海老沢の村道が非常に狭いという現実を理解し認識されているのか、もう一度お伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　先ほどもお話を申し上げました。最高狭いところで2.5メートルしかないということを先ほど答弁で盛り込んでいたわけでありますので、狭隘な道路が続いているなというふうに認識をしております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） では、ほかの地区の村道で、村道海老沢線のようなところはございますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えします。

たしか私の、詳しいところは都市建設課長に答弁させますが、私の認識においては萱刈場線でしたかがちょっと狭隘なところがあるというふうに認識をしておりますが、そのほかにも多分あるんだろうというふうに思っております。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 村道176路線ありますが、その中で同じく未供用路線となつてゐる路線につきましては14路線ほどございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 最初に申し上げましたけれども、地区の皆さん非常に不便を来ておりまし、海老沢地区に用があつて行く人たちも苦労しております。市街化区域であるにもかかわらず開発もできないし、そもそも緊急車両が入れないので安心・安全な生活も担保されておりません。これは大衡村民として公平さを欠くものではないかと思われますけれども、村長はどう思いますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村道がちゃんとした規格でもって整備されている地区に比べて、そういうところの住民の方々は不便な生活を余儀なくされているということありますから、言ってみれば不公平だというそういうご意見も当然わからないわけではございません。やはりこの村道を整備するに当たりましての要件というものがございます。まずもって地権者の協力が得られるかどうか、それが第一の原点でありますから、そういったことをですね、ですから先ほど答弁も申し上げました、地区周辺住民の皆さんのが主役ですよということを申し上げましたけれども、まさしくそれはそのことを指すものでありますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） この件に関しまして、黒川消防署の職員の方にもお話を伺いました。緊急時のときには何をおいても任務を遂行するための対応はいたしますとおっしゃっています。でも、道路は広いほうがよいのでぜひよろしくお願ひしますという話もいただきました。現在、衡下地区は吉田川流域の水害防止対策として遊水地計画が進められておりますが、

何世代にもわたってこの地で生きてきた地元住民の潜在意識というか、根本的な感情の中では本当に水害は起きなくなるという北上川河川事務所や県の説明に不信感を拭い去ることができません。特に、集中豪雨時の内水の異常出水が遊水地の堤防によって停滞してしまうという心配に対してきちんと回答されているとは言えないと思います。したがって、根本的な解決策等ではありませんけれども、大衡村として災害時の住民の避難道路として村道海老沢線の再整備を行い安全確保の一端を担うという、村長からも地区の協力があればというような話もありましたけれども、それもそれとして、その安全確保のための一端を担う考えはございませんか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　その考えは当然あります。

議長（細川運一君）　　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　　最初の答弁の中でも、土地所有者の皆さんのが主役であります、村としましては地域の安全・安心の環境づくりはもちろんですけれども地区住民及び土地所有者の皆さんの主体性を尊重しながらという答弁をいただきました。それであれば、地区住民がみんなでまとまって要望、陳情活動をするのであれば、大衡村は早急にその対処をして道路改修を行う気持ち、考えはございますか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ですから、私はそういったことを包含しながら答弁をしているところであります。それで、これまでいろいろな村道整備ありました。しかし、実施設計を終わっても最後に地権者の方が反対した、それでオシャカになった、お蔵入りしたという。そういう事例も数々ありますので、ですから私は住民の皆さんのが主役で、住民の皆さんのが協力していただけるなら、早速着手しようというような考えはもちろんあります。しかし、早速と言っても、きょう話し合ってあしたするという、そういった簡単なものではないということだけはぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　　それであれば、私のほうでは早速そのような対処をとらさせていただけますので、ぜひその対応をよろしくお願いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　いろんな実施計画とか、そういったものの整合性もありますので、それから財源等々です。そういったことありますから、まずは内部で検討して、いつの時点に

なるかそういうことも優先順位を経ていきながら検討して、もちろん前向きに検討したいというふうには思っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　ぜひよろしくお願ひします。

次に、8月に開かれました産業教育常任委員会において体育大会についての説明は、担当課から一言もありませんでした。それで私のほうから改めてお伺いしましたけれども、今回の一般質問のような問題について何か認識されているのかどうかというような感じがありましたし、小学校からの申し入れ今年度はそのまま参加するが来年度からの対応は難しいと言われたということを、後ほど教育学習課長から説明されましたので、その役場当局としてその認識は統一されていたのかどうかお伺いします。

議長（細川運一君）　教育長。

教育長（庄司明宏君）　まず、昨年度2月の校長会におきまして、体育大会への小学校の出校日としての参加は難しくなっている状況であるというお話を校長からいただいたおりました。その後、学校においてはPTA会長への説明、そしてその後、PTA役員への説明をとり、反対意見なしの同意でいただいたということで、4月になってから校長会会議において2回目の説明で今お話したことで、ことしはそのまま実施しますけれども、その後については検討しなければならないというふうなことを校長会の上で私の方では把握しておりますし、まだ決定事項等でもありませんでしたので、今後こうする、ああするということについてはまだ決まっておりませんでした。そういう意味では、ある意味で共通理解をとつていなかったのかもしれないと思っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　改めてお伺いしますけれども、小学校側の授業時数増加に対処するため村民体育大会の執行日の取り消しというのか、取りやめというのか、そのような考え方に対して、執行部側とすればいかにその申し入れに対して回答されたのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　教育長。

教育長（庄司明宏君）　まず、授業時数がどのように足りないかということについては、現在、運動会で使っている1日の授業時数は6時間、6コマとなります。ところが、運動会で実際に1年生が応援したり参加したりするということを考えると、ほぼ1コマか2コマしかない。ということは、4コマほど実質的には授業がされていない状態になっている。とい

うことは、その4コマ分をどこかで授業しなければならないということになります。議員ご指摘のとおり、平成30年度から英語の授業や外国語活動が入ってまいりますので、先生方も非常に授業として運動会に入ることは大変難しくなってきているということがわかります。その結果、じゃあやめるのかと、運動会をやめることは先ほど議員がご指摘のとおり運動会は村民が楽しくやっていることになりますので、それはやめませんけれども、参加体制をもう少し考えてやっていかなければならぬなというところまでは考えております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　それでは、中学校の考え方はどうになっているんでしょうか。村民体育大会参加する以前は、中学校独自で体育祭を行っていたと記憶しております。今は体育大会の中でプログラムの中に入つてクラス対抗戦を行いつつ、例えば、吹奏楽部とかそのほかの大会運営自体にいろいろな協力体制をとつてゐる、なくてはならない存在になつております。その中学生側の気持ちはどうなんでしょうか。今でも、結局小学校は難しくなつてゐるというお話をしたけれども、中学校側はどのような考えを持っているのか、その辺もお伺いします。

議長（細川運一君）　教育長。

教育長（庄司明宏君）　中学校におきましては、今、議員ご指摘のとおり体育単位がなくなつております。中学生自身もこれまでやつてきた大会については非常に楽しく意欲的に毎朝練習をしながらやつております。学校といたしましても、そういう体育大会がないので、それをかわりにすることはできるということが1つ。それから、中学生はただ競技をこなすだけではなくて、社会に貢献できるようにするためにもさまざまな役員を引き受けて積極的に使わせてほしいというふうなことをお話をされておりますので、今後もやはり大衡村の村民体育大会には出していきたいというふうに話しておりました。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　そうなつてきますと、小学校と中学校ではまるきり逆の対応をしなくてはいけない。そうなつてきたときに村民体育大会としていろいろ、小学生は出なくて任意参加にするのかどうかわかりませんけれども、そういう状態で中学生は登校日として社会参画というような意味合いも含めていろいろな行事、その運動会の役割分担なり、吹奏楽部でいろいろ演奏したり、村民歌なり、あるいは表彰式のファンファーレというかそういうのをしてくれたりというような、大変盛り上げてくれる存在である中学生はそのまま参加

しますけれども、小学生は任意参加になるのかどうかわかりませんけれどもそのような形になったときに整合性がとれるのかどうかちょっと不安になるんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） 昨日お話した、小中連携という言葉があります。そういったところから考えますと、連携じゃないんじやないかというふうになりがちになりますので、このことについても校長会のほうで今後確認してまいりたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 毎年6月にスポーツ推進委員と分館長との会議、7月に区長も含めて3役の合同会議が行われるということでございますけれども、その席でそのような問題について話し合われた経緯はございますか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） まだございません。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 今、先ほど教育長のほうからまだ確定しないで説明しなかったというようなこともありましたけれども、でもやはり運動会を進行するための会議、区長、分館長、スポーツ推進委員、そういう会議の中でこそこういう問題をもんで、ある程度道筋をつけるべきではないのかと思うんですけども、いまだにしていないということはもうそのまま来年すぐにもう、来年の会議ですぐ決定して、もうこうなりましたという報告になるのかどうか、もう既に本来であればことしのうちにそういう会議を開いて、ことしはこうですけれども来年はこうしたい、学校側は小学校はこういう考えだ、中学校はこういう考えだ、そうすればスポーツ推進委員とか分館長さんというのは実際地区で人を集めたりなんたりするのにとても苦労されている方々なんです。そういう方々に対するフォローとかそういう説明があってしかるべきだと思うんですけども、その辺はどうしてされなかつたのかお伺いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） 言いわけになりそうですけれども、体育祭の反省というところが次の分館長、スポーツ推進委員合同会議等であります。ここに校長先生のほうからわかりやすく説明していただこうかというふうに思っておりました。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 校長先生というより、やはりこれは村側、教育委員会として説明すべき点ではないのかなと私は思うんですけれども、その辺はもう一度お伺いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） この件につきましては、私のほうに申し出がありましたので、今そのようにお答えいたしました。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） ちょっとなんか堂々めぐりになってしまいそうなんで、村長のほうにお伺いします。各地区とも選手集めの大変さは今も昔も変わりございません。子供たちも忙しくなりましたけれども、大人たちも忙しくなっておりまして、日曜日だから休みだとか言えなくなってしまいました。そんな中で、役員や選手招集の担当者のご苦労は村長自身もご理解されていると思いますので、第65回村民体育大会以降のあり方について長は、学校側はこう言っているけれども村長このようにやっていくというような、村長自身の基本的な方針を改めて示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私個人としては、軽口で村民体育大会をもうやめてもいいんではないのかというような、軽口ですよ、非公式の場であります、それでそんな話をしてみんなを笑わせたりしていたときもありました。それありますが、やはりそうは言ってもこれまで綿々と続いてきた64回、その体育大会を、そしてさらに事件、事故遭ったとはいえ、その事故を差し引くとあのように盛り上がった晴天の中で、みんなが盛り上がった大会もしばらくぶりだったなど、こんなふうに思っているところでございます。事故を差し引いてという意味ですからね。それを決してないがしろにするわけではございません。そういうしたことでありますけれども、小学生の参加についてはやはり今後、先ほどもいろんな議論あります、カリキュラム等々時数の問題やら英語教育いろいろな問題がありますけれども、そういうことで来年からその小学生の参加については出校日扱いじゃなくてできないものか、あるいは仮に出校日扱いにしたとしても早目に小学生の競技を終えて、小学生は早く帰すといいますか、もう放校する、といった手法もあるのかな、あるいはどういう手法があるのかなということになります。そういうことを今度の反省会の中で、教育長先ほど言いましたけれどもお話をすることだと、このように私も認識しておりますのでご理解いただければなと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） これも繰り返しになってしまいますけれども、村民体育大会は長い歴史を持ち、大衡村民が一番集まるすばらしい大会、イベントだと私自身も思っております。私自身もすごく楽しみにしていますし、その大会が終了して順位が発表され、それを地区に持ち帰って、ことしは頑張ったなとかというような地区の人たちと一献酌み交わすという、その時間も大変楽しいものであります。そういうことをぜひこれからも続けていってほしいと願っております。ただしそれに対して、やはり子供たちが来ないという事態になったときに、人が集まつてくるのかという根本的な問題が発生します。どうしても子供たちが小学校、中学生が来なければ親もなかなか来る機会がなくなってしまいます。実際問題、子供たちが高校生以上になってくるともう地区の運動会には来ませんし、そういう問題もありますので、ぜひ小学校今村長が言われたような、小学生の部門は早目に終わらせて出校日扱いにするかしないかは別として、そういう形でぜひ子供たちも、それこそ大衡村民が一丸となって楽しい一日を過ごせるようなプログラムをつくってほしいと願っておりますけれども、改めていろいろと検討する時期が来たというような考え方でございます。最後に、お二人から、村長、教育長からその辺のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄司明宏君） 私も議員が感じられておりますように、村民が大変楽しみにして、そして一生懸命頑張った大会だなと認識をしております。特に、今回優勝した蕨崎については非常に人口が少ない、それにもかかわらず優勝したというところの団結力というのはすばらしいなと感じておりました。今後、議員がおっしゃったように、時代に即した内容の運営方針を検討していきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいま教育長が申し上げたとおりであります。やるまでは何かことしもやんなくないのかなっておっくうな気持ちになるのもわかりますが、いざやると皆さん燃えて本当に盛り上がる、そういったのがどこの運動会でもそんな運動会だなというふうに思っております。ですので、先ほども申し上げましたが小学生の件につきましては、いろんな方策、来年から参加しない、あるいはするにしてもどういったこれまでと違ったやり方、そういういたものがあるのかないのか、できるのかできないのか、そういうことを模索してまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、先ほど村道の件でちょっと答弁漏れといいますか、答弁漏れではないんですが余りにも期待を抱かせるようなことも言いましたので、ちょっと説明をさらにさせてい

ただきたいと思います。

仙塩広域都市計画の中の市街化区域であります、あの海老沢は。でありますので、その中でただ道路だけを整備すればいいというものでもないということでありまして、地区民の、だから先ほど言った、地区民の皆さんのが主役ですよというのは地区の皆さんのが市街化に対して、市街化地区でありますからそこにどういった計画、村としてももちろんそれはバックアップしますけれども、例えばあそこに住宅の区画整理組合等々つくりったり、そういったことをする計画があるということであれば、この県と協議しながら道路整備が着実に進むという、こういったことでありまして、今の状況でただ道路だけ直せばいいというそういうしたものではないので、ちょっとと言葉足らずでありましたのでちょっとつけ加えさせていただきました。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　今の答弁をいただきますと、ちょっと話が戻ってしまうんですけども、今の村長の答弁の中でやはりそういう何か開発計画がなければ道路も直せないのかというようなニュアンスに受け取ってしまいました。それと違うのかどうかわかりませんけれども、やはり開発は開発として、今まであったんです、それがあの道路のためにできなかったという実例がございます。既にそういう形で土地の移動もありましたし、そういうことも考えればまずは道路をきちんと整備しなければ何も始まらないと私は思うんですけども、もう一度お伺いします。まずそういう計画がなければできないのか、まず道路をきちんと整備して、そして初めてそういう計画が立ち上がるのではないかと私は思うんですけども、その辺の考え方をお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　まずもって、今までの村のほかというか、市街化調整区域なり、あるいは農振地域なり、そういうたところの村道の整備とはちょっと手法が異なっておりまして、ですから地域住民の皆さん的一体化となつたご協力が必要でありますよということ。それはどういうことかと言いますと、この市街化区域を村として、市街化区域の中の道路を村として拡幅、改良する、それに当たつて仙塩広域都市計画の中の市街化区域でありますから、県なり、あるいはそういうた仙塩広域計画、その今度は見直しの中で協議していくかなければならないという面がありますので、村で、それ以外のところで市街化調整区域とか農振地域のようなところみたいに、村でやれましょう、はい、ばーっとやるというそういうたスタンスではないということを言つてゐるわけで、それを全くできないということ

を言っているわけではございません。県とも協議しなければならないということを申し上げたまでありますて、誤解のないようにお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 私も多分、地域の方々も基本的に考え方は、開発はもちろんしてほしい、その市街化区域としての土地開発はしてほしい、したいというのもありますけれども、それよりも何よりもまず道路としての機能がきちんとされて、安全・安心な地域になるというのが第一であります。まず、救急車も来れない、消防車も入って来れないような道路では、安心して暮らせませんから。まずその辺を何とか確保してほしいというのが第一の希望でございます。それがあつて初めて土地開発とか何かというのが出てくるのであって、まず安心して暮らせない土地に誰も新しく開発なんかしませんから。まず、基本的には安全で安心に暮らす、そして生活道路だけじゃなくて水害時の、避難道路としての機能もぜひ果たしていただきたいと思っておりますので、そういう点も含めてまず安全・安心なライフラインができる初めて開発が進むのだと私は思いますので、その辺も含めて考えていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、できないと言っているわけではございませんよ。できるんですが、1つだけ、ほかの地区の道路みたいなわけにはいかないんだと、ワンステップ県なりに協議が必要になってくるということを申し上げたまでで、村としては当然そこは本当に県とも協議しながらぜひ進めてまいりたい路線だというふうな認識には変わりはございませんので、そんなに心配しないでいただければなというふうに思います。以上です。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） ぜひ地区の皆さん協力して要望されるのであれば、ぜひ村側も一致団結して協力して県のほうにも早急な対処を願うというような対応をとっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい、そのように進めて検討してまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、山路澄雄君、登壇願います。

[11番 山路澄雄君 登壇]

11番（山路澄雄君） 私の一般質問は、大衡児童館における学童保育の改善を求めるという題でございますが、内容は1から5までわたるわけでございます。

まず、第1点は、児童館に在籍する児童数の変化について詳細を聞く。

第2は、児童館開設時より、改修及び環境改善にどのように取り組んできたのかを聞くということでございます。

第3点は、指定管理による運営を委託しているが、児童館活動の充実にどのように取り組んでいるのかをお聞きします。職員数、資格、その他についてお聞きします。

第4点は、安全管理と防災対策への取り組みの現状は、どのように対応しているか。

第5点は、新しい時代を迎える児童館の役割はますます大きくなっている。旧幼稚園跡地の活用のために、児童館を新設し、学童保育を充実させよというテーマでございます。

私たち総務民生常任委員会は、去る7月19日、所管事務調査のために現場の調査を実施いたしました。それで、大衡児童館も対象にしまして現地の調査を行ったわけでございますが、しばらくぶりで児童館の内部を拝見いたしました。1つはびっくりしたのは、ロビーの狭さ、狭さといいますか、児童のランドセルが山のようにうず高く積み重なっている。それで通路も大変狭くなっているという状況がありました。その現場を見まして、この児童館のあり方というものに非常に、全然改善の形跡もないし、何たる状況かと非常に失望したわけでございます。それで、児童館のさまざまな問題点研究しましたが、1から5まで一応通告したわけでございますが、村長の認識をまず伺って、それから再質問でこの現状をどのように打開していくかお聞きしたいと思います。最終的には、あの児童館はもう狭くて到底子供たちに対応できないと、そういうふうに感じておりますので、村長の明快な答弁を求めるものでございます。以上です。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 山路澄雄議員の一般質問にお答えをいたします。

大衡児童館に関する一般質問でございます。

1点目の児童館に在籍する児童数の変化についてというご質問ですが、ここ10年間を見てみると、小学校児童数が多少減少しております。そんな中で児童館を利用する児童数の1日平均は100人前後で推移をしているというふうに聞いております。閉館時間の午後6時30分まで利用できる放課後児童登録者数は、平成21年の132人をピークに平成28年度は83人まで減っているということです。また、平日の1日当たりの利用者数で見てみると、今年度は最も多い日で191人、少ない日で63人となっているという報告が入ってきてているところです。

2点目の児童館開設時より改修及び環境改善をどういうふうに取り組んできたのかと、こういうことでありますが、大衡児童館は平成7年の4月に現在地に新築移転して以来、22年が経過したところです。この間、経年劣化等による雨どいやエアコンなどの修繕を行っており、そのほか平成22年度には児童館グラウンドを整備するなど環境改善に取り組んできたところでございます。

3点目の指定管理により運営を委託しているが、児童館活動の充実にどのように取り組んでいるのかというご質問ですが、大衡児童館につきましては平成19年度から指定管理者制度のもと、株式会社万葉まちづくりセンターが管理運営を行っており、館長以下5名のスタッフが従事し児童の健全育成及び安全確保が図られていると認識するところです。また、指定管理者においては職員の資質向上を図るため、資格取得のため積極的に研修会へ職員を参加させており、職員5名は児童厚生員2級の資格を取得しているということです。

4点目の安全管理と防災対策への取り組みの現状はどのように対応しているのかとのご質問ですが、先ほど答弁いたしましたとおり、児童館の運営に当たっては館長以下5名のスタッフが従事し、児童の健全育成及び安全確保が図られております。そのうち、常勤者2名は防火管理者の資格を有しており、黒川消防署大衡出張所の協力のもと、年2回の避難訓練の実施とあわせ有事に対応する指導研修も受けております。さらには、災害に関する県主催の研修会にも積極的に参加するなど、職員の資質の向上が図られていると認識するところでございます。

5点目の新しい時代を迎えて、児童館の役割はますます大きくなっています、旧幼稚園跡地の活用のため児童館を新設し、学童保育を充実させよとのご質問でございますが、児童館は児童福祉法に基づく地域の子供も全てを対象とするという性格をもった公的施設であり、その役割は子供の発達の促進、子供の安定した日常生活の支援、地域における子育

て支援、問題の発生予防や早期発見と対応、そして地域における総合的子供支援の5つの項目を担うものとされており、児童館の役割はますます大きくなっているということでありまして、山路議員仰せのご指摘、全くそのとおりであると私も思っているところであります。そのため、前にも述べましたが、施設の充実を図るために平成7年4月に現在地へ新設移転し、さらに平成19年度からは指定管理者制度のもとに株式会社万葉まちづくりセンターが管理運営を行っております。

学童保育を充実させよとのご意見でございますが、学童保育とは主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊び等を通じて児童の健全な育成を図る保育事業の通称で、制度上は放課後児童健全育成事業として実施している自治体があることは承知しておりますが、放課後児童健全育成事業を実施するためには、登録制により登録児童しか利用できないこと、それから、児童1人当たりの専用区画の面積要件や従事する放課後児童支援員の配置基準等がありますので、検討していく必要があると考えております。

また、旧幼稚園舎の利活用については、現在、旧幼稚園舎利活用庁内検討委員会を立ち上げて、さまざまな利活用案について検討中でありますと、年度内に一定の方向性をお示したいと、このように考えている次第であります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 平成28年度の大衡児童館利用者数について、各月ごとにどのように変化しているか、まずお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これにつきましては、健康福祉課長のほうから答弁をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 28年度の時間の月別の利用者数の内訳ということでございますが、4月が合計で2,428人、5月が2,610人、6月3,050人、7月2,505人、8月1,499人、9月が2,590人、10月が2,569人、11月が2,617人、12月が2,230人、1月が2,171人、2月が2,858人、3月が2,660人で、合わせまして2万9,787名となってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 平成28年度の児童館利用者数だけしか手元にございません。年度ごとの大

まかな数字、25年度までさかのぼって資料がございましたらお答えください。

議長（細川運一君） 本定例会中にということですか。（「今です」の声あり） 今ですか。

（「わかると思うんですけれども」の声あり） 健康福祉課長、対応できますか。

健康福祉課長（残間文広君） はい。

議長（細川運一君） 対応できるとのことです。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 年度ごとの数をお示しいただきたいということでございますが、25年度からでよろしいということですか。（「はい」の声あり） 25年度が利用者総数が2万9,009人、26年度が3万3,973人、27年度が3万1,734人となってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この年度、25年から27年度、また28年度までですけれども、100人を超える1日の利用者数を数えているわけですね。それで、施設の状況、課長も十分にご承知なんですから、どのような点で不備な点があるかどうか、感じている点を率直にお聞かせください。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 不備な点というご質問でございますが、山路議員質問の中にありましたとおり、先般、常任委員会で視察をいただいたところでございます。その中で、1日の中でピーク時といいますか子供たちが集中する時間帯というものが大体2時半から4時ぐらいまでの間で、その時間にご視察をいただいたということでございます。この状況につきましては、先ほど村長答弁いたしましたとおり平成19年度から万葉まちづくり指定管理者制度のもと運営してございますが、その以前の村直営で運営していた時代もございます。それらの1日平均当たりの利用者数を見ても、ここ10年、20年というのは変わっていないという中でございますけれども、集中する時間帯におきましては限られた施設の面積の中で多くの児童が利用されているということで、多少利用される子供さん方にとってはちょっとご不便をおかけしているのかなというふうには感じてございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 質問の第2点とも関連してくるんですが、いわゆる児童館の環境改善ですね、どのように取り組んでこられたか、特に直接児童に関係ある館内のホール、それから遊戯室等のランドセル置き場とか、それから物品をおさめる収納施設にどのように配慮してきたか、村長のお答えをいただきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 児童館におきましては、議員のご意見のとおりランドセルが山になっているというか、そういった状況確かにございます。それもその利用する子供が一時期といいますか時間帯によって非常に多くなる時間があります。その際に、そういった光景が見られるということですが、総じてそのピークを過ぎますと、また緩やかになるといいますか、そういったことありますので、そういったそのランドセル置き場そのものとしての場所指定ということには、まだそういったことが完備はしておりませんけれども、ただ、便宜上やはりそういったものがあったことによれば、なおいいのかなというふうには思いますが、しかしそうなれば今の施設では狭いということありますから、そういったことも勘案しまして今の現状のままで何とかしのいで今きているといった状況の中にあるというふうに認識しております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 施設の状況ですね、児童が集中的に集まる時間帯というのはあるんですが、やはりそのピーク時をきちんと安全に快適に過ごせるような施設整備、環境整備が私は大事だと思います。それで、多分村長には担当課長から報告が上がっていると思いますが、その他現状どのような点が問題あるか、村長にそういう担当課長より状況報告があったかどうかお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 以前に、園内の園庭っていうんですかね、園庭とそれから駐車場といいますか車の入る部分にフェンスを設置していただけないかという万葉まちづくりセンターのほうから要望もあってきた経緯があります。それから、館内の中のいろんな施設といいますか設備の安全化というんですか、そういったものについても留意するようにということいろいろ、例えばガラスを使っているものであればガラスじゃないものとか、そういったものに改善したいというそういったことは随時やっておりまして、そういったことではあの中の規模そのものを大きく変えるということはできませんので、一応そういったことで今の時点ではそういったことでしのいでいるということありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 例えば、ランドセルを置くスペース、村長もわかっていると思うんですけども、このホールの棚の両脇にずっとうず高く積まれるんですね。そうすると、人の歩く通路の非常に狭い状況になってしまふわけです。たとえ短時間であっても、きちんとし

たランドセル置き場をつくっていかなければならないというそういう状況になっていますので、村長それも理解していると思うんですが。それから、トイレの問題です。トイレの問題はどのように村長感じていますか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ランドセル置き場ですね、本当に限られた時間帯でそういう現象が起きるということあります。トイレにつきましては、トイレまでちょっと私、トイレについては健康福祉課長に答弁させますけれども、この大衡村の児童館、特殊な事情もありまして全ての子供を受け入れているということあります。厳密に言えば、登録制ということもありますが、そんなことじやなくて登録している人、登録していない人、そういった方々を全員包含して受け入れているという特殊な、特殊といいますか、そういった事情がありますので、その辺もどうかご理解の上に認識していただければなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　　健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　　児童館のトイレの問題でございますけれども、児童館内には男子トイレと女子トイレ1カ所ずつしかございません。恐らくは、この利用人数に対して少ないのではないかというご指摘かと思いますが、晴天時におきましては子供たちが外で遊ぶ場合もございますので、外で遊ぶ場合はスクールバスの車庫のトイレも利用できるのかなというふうに思ってございますし、現時点で児童館のほうから利用人数が多いのでトイレの利用に支障を来しているというご報告はいただいてございません。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　利用している子供たちに言わせると、トイレも余り気持ちよくないという、そういうふうに感想を述べる子供もいるようでございますが、その辺もしかしたら利用する子供たちの立場になってきちんと把握されて、やはり改修なり何らかの方法をとっていくべきかとそのように感じますがいかがですか。

議長（細川運一君）　　健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　　子供たちの意見もお聞きしながら、今後改修しなければならないのかどうかも含めまして検討してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　児童館には、いわゆる図書室と集会室が整備されておりますが、この前の現場の調査におきまして、図書室、集会室ももう少し利用価値のあるものにならないかと、

そのように感じます。いわゆる図書室であればきちんと図書をそろえて、静かな環境で読書ができるとか、集会室は集会室で多目的に利用するんでしょうから、きちんと整備されるべきだと思うんですが、平成7年に建築されて20年以上経過していますから大分傷んでいる面も見られますが、その辺のこの図書室、集会室の現状についてはどのように認識されていますか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 現在の児童館の図書室と集会室、施設自体は区分されてございますが、現在におきましては利用される子供の数が多いということをございまして、図書室と集会室を区切らずにオープンで利用しているということでございます。22年も経過しておりますので、壁等に穴が開いていたりとかいろいろな修繕する箇所もあるのは承知してございますので、今後それらも含めまして改修計画なりに検討してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 先ほど村長よりフェンスの問題が出てきましたが、それは4番目の安全管理と防災対策、その質問の中でお聞きしますが、次に、指定管理により運営を委託しているが、児童館活動の充実にどのように取り組んでいるのかということをお聞きします。

まず、職員数、資格、その他について村長把握しているのであればお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 職員の状況でありますが、職員は館長、そして副館長、それから普通の、普通というか何と表現したらいいんでしょうね、普通の職員が4名ということで、全部で6名。6名ですが、1人は非常勤であります。館長以下5名は常勤であります。ということでおやつておるところであります。年齢とかそういったこともですか、それはちょっと。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 常勤の職員について、いわゆる正採用という身分であると思うんですが、間違いございませんね。それから、職員の免許資格それを詳しくお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 職員の資格ということでありますが、館長については中高教諭の1種免許所持者であります。あわせて児童厚生員2級指導員。それから、放課後児童支援員という資格を有しておられます。副館長につきましては、児童厚生員2級が最初に取って1級指導員になりました。そして、放課後児童支援員ということであります。以下、2級指導員

が3名おられますので、全部で5名です。それから非常勤と申し上げました、1名おられます
ますがこれは幼稚園教諭の2級免許と保育士の免許を所持している方でございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大和町の指定管理を受けているNPO法人がありますが、「みやぎ・せん
だい子どもの丘」というNPO法人で、これは虹の丘、それから杜の丘、それから大和の
2つの児童館ですね、町内の児童館の運営を受託している法人でございますが、5名の職
員で当たっているという1つの施設、それで全員正規職員だというふうにして身分を確定
させて働いてもらっているという。その中で、やはりいろんな免許を持っているんですね、
さまざまですね、幼稚園教諭免許、それから教員資格免許、一応確定した国家試験等の免
許を受けた人も重点的に、優先的に採用しているようでございます。それも先進的な取り
組みでいいんですけれども、大衡の現状を見ますとなかなかそうもいかないところもあり
ますが、常勤の職員はこれは身分的にはもう正職員としてきちんと確立されているわけで
ございますか。確認します。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 株式会社万葉まちづくりセンターの正規職員というふうに認識をしておる
ところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 身分的には安定しているわけでございますね。それ間違いないか、きちんと
確認しておきます。もう一度、間違いないかどうか。大丈夫ですか。村長が大丈夫だっ
て言うならそれでいいですけれども。お願いします。

議長（細川運一君） 確認の意味でよろしいですか。村長。

村長（萩原達雄君） 村長間違いないのかこういうお話でありますが、間違いあってから困り
ますので、担当のほうから、課長のほうから答弁をいたさせます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 先ほど村長答弁いたしましたとおり、通常5名の職員が従事して
ございます。そのうち全て正規の職員かと言われますと、その辺については確認はしてござ
いません。お一人、非常勤ということで従事されている方とお話ししましたけれども、こ
の方につきましては週1回子育て支援という事業をやってございまして、それに従事して
いただぐ上での保育士免許を取得されている方に従事していただいてございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
というのが平成28年3月31日に改正条例ですが、第14号で施行されております。この条例
の基準に大衡児童館の職員等は定められた事項に該当しなければ採用できないということ
ですか。確認します。これに影響ないんであれば、影響ないと。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 平成26年の条例ということでございますが、これにつきましては、
平成24年の8月に子ども子育て関連3法というものが成立しました。それで平成27年の4
月1日に施行ということでの法律でございます。これらに基づきまして、現在大衡児童館
はこの法律といいますか、放課後児童クラブ事業という国の制度にのっとっての児童館で
はございませんので、この条例の縛りはございません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 条例の縛りはないということですが、児童館職員の理想的な形はあるわけ
でございますが、ここで長々と質問しても時間がなくなるので、ひとつ優秀な職員の方々
を現場に採用していただくように、なお指定管理者に要請をしていただきたいと思います。
次に移ります。第3項の問題にいきます。

指定管理者による運営を委託しているが、児童館活動の充実にどのように取り組んでい
るかということですが、3点大体終わりにしたいんですけども、1つだけ確認します。
いわゆる現場の指導のあり方です。この前お伺いしたときは、子供たちは自由に遊んでい
るんです。遊んでいるというか、本を開いているとかやっているんですけども、職員の
アドバイス等きちんとやっているのかなと非常に不安に思いました。何か事務室の中に3
人ぐらいの人がいますけれども、児童と直接向かい合っている職員の方がいらっしゃら
なかつたという、そういう点が見受けられましたが、あれで本当に大丈夫かなと思ったんで
すけれども、児童の中でひどい事例もありましたね。課長も気づいたはずですから
自分の宿題と一緒にいる友達にやらせているという、そういうような状況もあるんですね。
やはり、きちんと指導をして、そういうふうにないように先生方指導力を發揮していただ
きたいんですが、村長そのような報告は受けていませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何かそういった光景が、たまたま山路議員遭遇したんだろうと思いますが、
子供の世界でそういったことがあって、それがさらにはエスカレートしていじめ等々そ
ういったものにつながっていかなければいいのかなとは思います。が、しかしそれも子供の

世界でありますから、何と理解したらいいか今ちょっと言葉に窮しているところであります。そういうことで、なかなか職員がマンツーマンで対処できるそういった環境でないということは、私も理解をしておりますから、本当に職員の皆さんには本当に子供たちと積極的にかかわり合えるような、そういう体制を指定管理者のほうにも申し伝えておきたいなど、こういうふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 区域課長も担当課長もいらっしゃいますが、やはりせっかく先生が宿題を出したのに、その本人はやらないで自分は漫画を見ているんです。下請させられた子供は一生懸命苦労しているという、そういう状況もありますので、きちんとこの辺児童館において館長先生初め担当の職員の方々がきちんとやっぱり指導していくべきだと思います。やっぱり指導が緩いというような感じもありますね。ひとつその点よろしくこれからも児童のあり方を、現場を確認していくという、村長みずから行ってもいいんではないかと思うんですがいかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのようにしたいと思います。指導が緩い、きのうも何かの場面でちょっとと言われたような気がしますけれども。ただ、締めつければいいというものでもないと私は思っています。そういうことで、軍隊でもないわけですから、そういうことも今後検討の課題にしてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 安全管理と防災対策についてお伺いします。

現状では、どのような取り組みをなさっていますか、対応をなさっていますか、まずは基本的なことをお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 安全管理と言われましても、いろいろその場面場面ございます。例えば先ほど申し上げましたように、防火管理体制そういうもの、あるいは常日ごろから行っております避難訓練等々のことやら、そういうことには万全を期しております。さらには、園外に突然飛び出したりして交通事故等々そういうものの防止、そういうことは留意をしているところでありますが、中で例えば遊んでいてのがとか、そういうものも当然考えられる、それは十分に考えられますので、そういうことのないように安全管理徹底してまいるよう、そのまちづくりセンターのほうにも申し伝えているところであります

す。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） ここ3年、事故によって負傷する児童が増加傾向にあります、ここ5年ぐらいのいわゆる児童館に登録されている、児童館で預かっている子供たちの事故の状況をお聞きします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 過去5年間の事故の状況ということでございますが、ただいま手元にございましたのが26年、27年、28年の資料でございますので、この3カ年についてご報告を申し上げます。昨年の28年度につきましては、通院せざるを得ない重症の事故3件生じてございます。そのうち1件は、1年生の女子が手の骨折、あともう1件が1年女子が頭部出血されたということです。あともう1件が、2年生の女子が足首を骨折したという3件でございます。27年度につきましては1件で、骨折事故ということで、26年度につきましてはゼロ件でございます。なお、本年度につきましてはただいまのところこのような事故が生じたという報告は受けてございません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 事故の現場は児童館内部ですか、外ですか、確認します。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） まず、1年生の骨折と頭部の出血につきましては、施設外、外での事故というふうに伺ってございます。あと2年生の女子の足首の骨折は、遊戯室での骨折というふうに伺ってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 施設外といいましても、いわゆる建物の外であってもやっぱり児童館の内部だと思うんですが、施設内だと思うんですが、その辺もう一度確認します。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 建物の外というお話をしましたけれども、児童館の敷地内で建物外ということでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 児童館の施設、屋外ですね、いわゆる村長が最初におっしゃいましたが、フェンスで囲まれた児童館の園庭ですか、その利用状況、それから大衡小学校の校庭との利用の関係、その辺はどのようにになっているか確認したいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） まず、児童館敷地内の広場でございます。これにつきましては、道路との境についてはフェンスございますけれども、その広場と児童館内の駐車場の位置との間にはそのフェンスがございません。ですので、送迎の際ちょっと危険ではないのかという指定管理者側の申し出によりまして、そういった予算の要求はした経緯はございますけれども、実現には至っていないという状況でございます。あと学校の校庭の利用のあり方でございますけれども、学校の遊具等は使わせていただいているということでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 小学校の校庭もそれでは当然オーケーということですか、利用可能ということですか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） はい。学校の校庭全てというわけではございませんようで、児童館に近い側の校庭については利用ができるというふうには伺ってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 1つの問題点また浮かび上がってくるわけですが、それはまとめて伺いますけれども、いわゆる子供たちの遊ぶ範囲ですか、天気のいい日、館内でなく外で遊ぶ場合ですね。いわゆる先ほどあった駐車場の問題ですね、非常に狭い園庭の中で駐車場のスペースもとったという。きちんとフェンスで囲われたのはいいんですけども、何か父兄の送迎の車も入ってくるという、そこに直接子供たちはこの車に向かって走っていけることもあるし、大変非常に危険ではないかなと思っているんですよ。それで今度、ときわ台の南の開発があって売り渡しが始まって、いろんな人が張りついて交通の量も多くなりますね。その中で児童館のあり方、それで小学校へ遊びに行く子供たち、一部でしょうけれども利用させてもらっているという。そのような状況を、非常にどこでも難しい問題だと思うんですよ、この児童館のあり方は。この間、杜の丘の児童館を見学してきましたけれども、やはりそんなに大きく運動スペースはとれないという。ただ、あそこは杜の丘のいわゆる支所として役場機能が設けられておりまして、非常に広い駐車場がありますから、その辺の送迎等は、父兄等は車の進入は安心だなと思ってきたんですけども、やはり大衡の児童館の場合あそこが非常に住宅開発で人口がふえていく、そのような中、あのままの状況でいいのかなと思ったりするんですけども。あとそれから内部に、職員の車も駐

車しているのね、5、6台。職員5人だか6人で使っているんでしょうね。あの奥のほうに置いて、遠慮して置いているんですが、結局やっぱり園庭なんですね、あそこも。狭い園庭を有効的に子供たちが自由に走り回れるようなことは大事だと思うんですが、村長のお考えいかがですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　本当に狭いというご指摘は、本当に私もそのように認識をしております。その中で、こうやって駐車スペースなりを確保しながら子供の遊び場も確保しながら窮屈な思いでやっているということも事実であります。今、職員の車もその中にあるというご指摘を受けました。役場職員においても、遠いところに置いて帰ってくる、そういう職員もおられます。児童館の職員だけが事務所のすぐ真ん前に置いてというのも、言われれば、言われればですよ、なるほどなとそういうご指摘もありかなというふうに今思っている次第でありますて、今後何らかのそういう協議をさせていただく機会があるかもしれませんということを申し上げておきたいというふうに思っています。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　小学校の校庭の使い方ですね、やはりきちんと小学校の先生方と児童館を運営している指定管理者、それからやっぱり担当の課が、3者、小学校それからまちづくりセンターですか、それから担当課、3者きちんと話し合って、この子供たちの園庭の遊び方の取り決めしておかないとだめなんじやないかなと思うんですが、いかがでしょうか

村長。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほども申し上げましたとおり、本当に山路議員おっしゃるとおりの違和感も私も同様に持つものであります。改善するところはしなければならない、それはそのとおりでありますから、対処してまいりたいとこのように思っております。

議長（細川運一君）　　健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　　校庭の利用のあり方については、指定管理者側と小学校側で話し合っているというふうには聞いてございます。ですが、これまで担当課であります私どもが入ってございませんでした。今後につきましては、その打ち合わせといいますかその辺につきましても対応したいというふうに思ってございます。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　時間も時間ですので、最後に、私一番、ここが一番私のきょうのメインな

んですけれども、児童館の役割だんだん人口減るんではないかと言われておりますが、大衡の現状を見ますと若い世代の方々、また新しい住宅を建てられてその中で共稼ぎ家庭はきちんと児童館に子供をお願いするというそういう状況になると、そのように私は考えています。それで、現在のところ幼稚園、旧大衡幼稚園の跡地の利用についてはさまざま議論がなされているようですが、村長も答弁の中でさまざま検討していくというような答弁でございますが、私児童館のあの狭さ、それから設備の非常に問題ある点を一挙に解決するため、幼稚園の跡地を、今の校舎を撤去して新しいあり方、あの辺をきちんと、教育長ずっとおっしゃっていますけれども教育関連施設で埋めるんだという、そういうふうにずっとおっしゃっていますから、児童館だと最高にいいんではないですかね。それに、その児童館をもう少し大き目につくって児童図書館を設置して、図書行政、1つの村長の目玉で、1つの建物で2つやるという、そういうような考え方で村長いかがでしょうかね。他の目的に余り使わないで、子供の成長、教育環境の整備というふうに児童館を設置する。それから、図書館も設ける。先ほど小川議員おっしゃっていましたけれども、図書館の問題ですね。やはり、学校図書だけでなくきちんとそういう児童図書の専門施設、児童図書館ですね、そういうものを整備されて、小学校も帰りの児童も寄って本を読めるという。ましてや児童館の登録児童もそこで本を読めるという。財政の問題が一番ネックでしょうが、私は、萩原村長の英断をもって児童館の現状ではどうにもなりませんから、全然改善されていませんから、児童館を新築しそこに児童図書館を整備し、あの旧児童館の跡地を有効に利用するという、そう私は提言申し上げたいと思います。村長、突然のあれですから、多分検討してみますと答弁するかと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まさしく今、府内で旧幼稚園舎の利活用の問題の研究をしているところであります。そんな中に、今、山路議員おっしゃったように、図書館等々の設備も想定の中に入っていますし、さらには今の児童館、手狭だということも認識をしておりますので、児童館の役割とさらには放課後児童クラブの役割、そういうものをきちんと整理しながら、そして今ある児童館では有効活用はどのような、あけばですよ、といったようなことも含めまして検討はしなければならない。ただし、今幼稚園舎が、ある幼稚園舎を今山路議員おっしゃったように、全部解体してそしてというふうになりますと膨大な費用もかかるというふうに私は認識しますので、今あるものを何とか活用しながらできないかどうか、方策論であります。それもできないんであれば、当然新しくということも考えられますけ

れども、いずれにしても今の児童館が手狭だということについては当然私も認識をしておりますので、どのような方法があるのかそういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長も私も同級生で、じじいの世代でございますね。じじいの世代が孫たちの年代に何を残すかということ、大衡村のね、子供たちに何を残すかと。ひとつ真剣に考えて、英断をもって取り組んでほしいと思うんですよ。児童館の跡地、施設等を有効利用、近隣団地の人たちのための軽いスポーツ、それから座談施設、何かサークル活動もできますよね、お茶から花から。そういう利用法も地域のため残すという手もあるんですけれども、どうでしょうか。どうでしょうか、答弁。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今ある児童館も目的に沿ったその補助事業で建設をしております。用途廃止というそういったことになりますと、いろいろ問題も生じてまいりますので、それを先ほど私申し上げましたように一度本来の児童館と、それから放課後児童クラブですかね、登録制の、そういったものに特化といいますか分けて活用できるのかどうか、そういったものも含めながらその旧幼稚園舎も活用できればというふうな、そういう方策も研究してみたいとこういうふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、文屋裕男君、登壇願います。

[6番 文屋裕男君 登壇]

6番（文屋裕男君） 通告順位8番、文屋裕男です。

私は今回、行政文書の取り扱いと、これまでの一般質問あるいは総括質疑の答弁に偽りはなかったか問うという題で質問に立ちました。

行政文書とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、第1章、総則の中の第2条の2に「この法律において行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、または

取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」というふうになっております。また、日本大百科全書によれば、行政文書は「公文書の一種であり、公文書管理法第2条第4項や情報公開法第2条第2項に規定されている。法律、条約、許認可、国有財産、予算などに関する文書のほか、内容によっては職員による下書きメモやツイッターでの発信、電子メールなども該当する」となっているが、村ではどのようにこの行政文書を捉えているのか伺うわけであります。

また、村に到達した文書とはどのようなものなのか。どのような方法で到達したと捉えているのかを伺いたいと思います。

そしてもう一つ、職員が職務上作成した報告書は、行政文書なのか、それとも私文書なのかお聞きしたいと思います。

また、総括質疑の中で私が読み上げた書類を村長は文屋議員の作文と言ったが、現在もその認識に変わりはないか伺うものであります。

平成27年の6月、9月、12月にも一般質問を行っていますが、その一般質問については自席で伺うことにします。以上です。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　文屋裕男議員の一般質問にお答えをいたします。

1件目の大衡村における行政文書の取り扱いについてのご質問でございますが、まずもって行政文書とは、公文書管理法に基づき国の行政機関等において管理する文書を通常は指しますので、行政文書についての質問ではございますが、村の文書取り扱い規定をもとに答弁をさせていただきます。

村における文書とは、行政組織規則及び教育委員会行政組織規則に規定する本庁、出先機関、教育委員会の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真等であって、職員が組織的に用いるものとして本庁等が保有しているものを文書と定義しております。

村に到達した文書は、原則として総務課が受領をいたします。原則として総務課が受領いたしますが、主管課が所管事務に関する文書で主管課に直接到達したものは、主管課が受領することもございます。そのほか、親展文書、書留等は開封せず受け付け日付印を封皮に押し、封筒やらその包みに押し、特殊文書受付簿を記入した後、直接名宛人に配付し

受領印をもらっております。総務課は、受領した文書を主管課へ配付し、各主管課においては余白に受け付け日付印を押印、番号を付して文書を処理することになりますが、ただいま申しました文書の受け付けが終了した段階で村に到達したということになります。

職員が作成した報告書はさまざまなものがありますが、その報告書が組織的に用いるものとして保管がなされているものであれば、文書取り扱い規定で定義している文書となるものであります。

次に、2件目の一般質問・総括質疑の答弁に関する質問にお答えいたします。

質問では、総括質疑の際に文屋議員が読み上げた書類について、それらのものが作文と私が言ったということですが、私はその時点でそれらのものが何のことか私にはわからないものでしたので、仮に言えば作文かもしれない、何だかわからないと答弁したものであります。なお、それらの文書を村では保有しておりませんので、答弁はできかねるものであります。

さらに、一般質問に対する答弁についても同様であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 私は、今回この一般質問をする際に、県のほうに赴いて県の指導を仰いできました。それらを踏まえてこれから一問一答でお伺いしたいと思います。

まずもって、村長この公文書たるもの、職員がつくった報告書あるいは村に到達した文書、その保管管理を指示していますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その文書、いかなる文書を指すのかわかりませんが、村に到達した文書については保管をするように命じております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 私は、今回このことを相談してまいりました。私は公文書の公開を求めて裁判を起こしています、今。そして、その裁判がもうすぐ終わろうとしています。その中身を全部ではございませんけれども、出だしだけですけれども、一応文書にして相談をしてみました。1番目のある一住民から来た投書、これはこのようにして入って、このようにして3人でそれを見て、そしてそのことでいろいろ調べもし、その調べた結果を皆報告しているんだと。この、一住民から来たこの手紙、これは村に到達したということにはなりませんかと私聞きました。はっきり言わされました。これは確実に到達していると。それ

をどう思いますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その文書が何を指すのか私には全くわかりません。それで、私が村長ではございません、その当時。ですので、私がそれを保管命令したそういった記憶は全く、記憶じやなくてそんなことは全く関係のない話であります。その何を、どういう文書なのか私には全然わかつております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） わからないことは、課長に聞いてください。課長わかっていますから。

議長（細川運一君） 文屋裕男君、質問になっておりません。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） それでは、課長に伺います。どういう文書でしたか、どういう手紙でしたか。

議長（細川運一君） 一般質問でございますので、村長に対する質問にとどめていただきたいと
いうふうに思います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） どうもね、議長、先ほどわからないことがあつたら全部聞いていたでしょ
う。課長に。

議長（細川運一君） 村長の、そういう指示をなされば私が指示をいたします。

6番（文屋裕男君） じゃあ指示してください、課長に。指示してください、村長。わからなけ
れば課長に指示してください。

議長（細川運一君） もう1回質問をお願いします。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） もしわからなかつたら、課長に指示してください。課長わかるはずですか
ら。

議長（細川運一君） どういう文書かということですか。（「はい」の声あり） 村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほど、文屋議員、あなたみずから、今、村を相手に訴訟を起こしている
と言いましたでしたか。その訴訟を起こしている問題について、私が課長に何でそのことをどうこう言えと、私が全くわからないことですよ、それをなぜ言わなければならぬん
ですか。お聞きしますよ。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 法律の専門家からも私聞いております、これは。裁判中であっても議会で
追及しても構わないと、これは議員としての仕事であると、そういうことでございました。

ですから、あなたがわからなくて、村長がわからなくて、総務課長わかっているんですからこれ、見ているんですから。そこまで言ってもあなたは今の総務課長に遠慮して言わないんですか、どうなんですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　その文書というものは、私見てもいませんし、あるものとも思っていません。それを総務課長があるかないか、それを私が聞く、そういったことは私は命令として無理だと思います。

議長（細川運一君）　　村長の答弁として、そういうものは府内において保有していないというようなご回答だというふうに議長として理解をいたしました。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　　これは、副村長に来た手紙です。教えますから。あのとき読んだでしょう、私。（「だからそれは」の声あり）

議長（細川運一君）　　議長を通してご発言を願います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　　あのとき言ったでしょう、読み上げたでしょう。（「だから読み上げたのは」の声あり）

議長（細川運一君）　　議長を通して発言を願います。（「ほら、黙ってください」の声あり）冷静にお願いをいたします。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　　黙ってください。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　　あのとき読み上げて来せたでしょうよ。それでもわからないって言うんですか。わからない、わからない、どうしてもあなたは逃げようとする。ここでつまずいていますけれども、これは県としては村に到達した文書であるというふうにしっかり言っていましたよ。なぜ、これを公文書として受け付けなかったのか。私は、受け付けを怠ったのではないかと、総務課長が受け付けを怠っていたのではないかというふうに私は思うんですよ。なぜですか。そういう、なぜ怠るようなことをしたか。そういうことも聞けないんですか、あなたは。

議長（細川運一君）　　そういう受け付けの事務を怠ったのではないかというご指摘でございます。
村長。

村長（萩原達雄君）　　そういった文書が村にない以上、怠ったとか怠らなかつたというその指摘は当たらないのではないのかなと思います。それで、私は何も知らないで、文屋議員がべらべらっと何だかしゃべったんですよ。だからあなたの作文じゃないんですか、それはど

こから持ってきたんですかそれはと言ったんですよ。何も別に隠しているわけでも何でも、かばっているわけでも何でもありません。私が知らないことですから、よく（「村長、起立してご発言を願います」の声あり）はい。（「よろしいですか、どうぞ続けてください」の声あり）ですから、それはどういうふうにしたら入手できる書類なんですかと、何でそれをあなたは持っているんですかと、それはおかしいじゃないですか。そして、だから私はあなたの作文じゃないんですか、もしかしたらと、こういうふうに言ったんです。我全くわかりませんから。

議長（細川運一君）文屋議員、お互い見解が違つてきているんだろうというふうに思います。文屋議員がちょっとご発言、議長の発言を聞いていただきたいというふうに思います。議員の質問権は確保しますので、議長の発言を聞いていただきたいというふうに思います。文屋議員が指摘されることに対して、村長は答弁できるような文書もないですし、事実関係を明らかにすることはできないというご答弁を再三なさっているんだろうというふうに思います。文屋議員が発言されている文書の信憑性を高める責任は文屋議員にあるんだろうというふうに思いますので、その点を留意の上、ご発言を続けてください。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） それでは、次に移ります。

2番目のものなんですけれども、これは総務課長みずからがつくったとご本人が認めています。総務課長が認めている、自分がつくったと認めている、職務上作成したものであるということを認めている。それも公文書にはならない、それも受け付けもしない、隠している、そうですか。お聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 総務課長がつくったって、私には全くわかりません。そのことは。前々総務課長がつくったかどうかも、私にはわかりません。したがいまして、存在をしていないものを、村の文書として存在してないものを文屋議員は、あるんだあるんだって言っていますけれども。ですから、どういうふうにあるんですか。私にはわかりません。全くもつて不可解であります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 冒頭にも申し上げました。県の指示を受けてやっています、私。ただ、本當にないんですか。自分で持っていないのか。この文書を。（不規則発言あり）

議長（細川運一君） 議長を通してご発言願います。議長を通してご発言を願います。文屋裕男

君。

6番（文屋裕男君） 僕が発言しているときするなって言ってるんださ、何言っているの。私が、情報公開で求めた8つのうち、3つは総務課長がつくっているんですよ、この文書。自分がそのように認めているんですよ。それも、ないないって騒ぐんですか、あなたは。おかしいなそれは。それも聞けないんですか。本当に認めたのかぐらい聞かれないですか。

議長（細川運一君） 一応、村長の答弁を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） この文書は、総務課長がつくったんですよってあなたは言っていますけれども、どの文書ですか、その文書というのは。私、ないですそんなもの。（「私は持っています」の声あり）ですからどういう。

議長（細川運一君） 議長を通してご発言を願います。議会の品位を保つようお互い努めていただきたいというふうに思います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） この中には、前副村長つくったものもあります。これは1通あります。それから、前保健福祉課長がこれもつくった、公務上つくった書類が3つあります。これも全部あることは認めています。この方は。ですから私のところにあるんですよ、認めていいから。そうじゃないですか。

議長（細川運一君） 堂々めぐりの質問になると思います。文屋議員、ここまでご発言なさるということは、文屋議員それなりの確証を持ってのご発言だと議長として判断をいたしますけれども、そうであれば、その情報源を明らかにしてご質問なさったほうが文屋議員の質問に対して信憑性が増すのではないかというふうに思いますけれども、そのように対象なされたらいかがですか。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） はい。この文書は裁判所からいただいてまいりました。裁判所というより弁護士ですね。

議長（細川運一君） はい。それは、当初の件に関する事です（「もちろん全部です」の声あり）前の連のご発言の中では、当初については弁護士、そういう事実関係については議会議員活動だと思いますけれども、文屋議員は議会活動として入手をしたという（「そうです」の声あり）それが、弁護士だということですか。（「そうです」の声あり）はい。質問を続けてください。

6番（文屋裕男君） その中から、私はいただいてまいりました。ですから、私の手元にあります。私はないというのは、うそだと思いますね。それと、これだけ証拠がそろっていて、それまで否定するということは、わからないわからないって逃げていくということは、私

は住民の皆さんのお話を今からしますけれども、住民の皆さんはこう言っていますよ。 「証拠隠滅につながりませんか」って言っています、今。住民の皆さんは。それから、もう1つ。あなたは私の一般質問にこのように答えていましたね。覚えがあると思うんすけれども。「公文書は担当者から積み上げ、判こをつき、上司である村長が決裁したもので、メモ的なもの、自分で作成し自分で持っているものは公文書とは言わない」と言っているんですよ、一番最初。2番目には、このように言ったんです。「行政執行機関が公に作成したもので、それを課内、全職員に回覧して、その所属長なりの決裁をもらったものが公文書である」と、このように話している。私これね、村外のこういう公務に通じている方々にこれを見せたんですよ。笑っていましたね。「こんなありますか」って、「こういう認識じゃ本当に大衡の村民かわいそうですね」って。「村長がこういう認識では」って。今、村長、これ読んで私に聞かされて、自分で言ったんです、これね。今、どう思いますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） どうも思いません。そういうふうに言ったのは、間違いません。そういう認識であります。以上であります。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 今でもそれに変わりはありませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい、今でも全く変わりありません。そして、みんなが言っているというのは、3人言つていればみんなが言っていると言つていいんだそうです。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） まあ、いいでしょう、3人でも。私は30人以上聞いていますからね。ほとんどの人が笑っていましたよ。あなたのことを。本当に大変優秀な村長で、あなたたちは幸せですねって皮肉語られました、私。本当のことを言う。この今読み上げた中に、このように書いてありましたね。「自分が作成し、自分で持っているものは公文書でない」と最後にそう書かれていました、言いましたね、あったね。業務上の中で、職務上の中で、自分でつくって自分で持っていたならば、法律の専門家から言わせると横領の疑いがあるって言いましたよ。それを平気であなたは言っているんですよ、ここで。あるいは、私が先ほど申し上げました文書1、この手紙については前の副村長が持ち帰ったって言っているんです、この総務課長は。つまり、前の副村長もこの法律の専門家から言わせれば、その

おそれがあるということになりますよ。ここからもしかしたら出る可能性がある。そのことを村長どのように思いますか。

議長（細川運一君） 文屋議員のご指摘なさることはわかるんですけれども、やはり私が聞いておいて、その事実関係を、それが100%事実だというふうなご認識のもとで発言されているのは、議長としてわかります。それを第三者が聞いたときに、そこに村長に対して、それをもとにして村長の答弁を求めるとしては、その挙証責任が弱いように私は感じるんですけれども、その点のところも含めて、補ってもう1回質問をお願いしたいというふうに思います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 横領罪というのは、多分おわかりだと思いますけれども、「公文書になるべきものを職務上作成したものを自分で持っている、そのものは公文書にならない」あなたそうおっしゃっている。それから、総務課長が言っている、その一番最初に来た、その副村長への手紙、一住民からの手紙、それは一度ここに来たということは県では村に到達したとちゃんと言っています、県では。そのものを持ちかえったとなれば、それも私は同じではないかというふうに考えるんですよ。なるおそれがあると言いましたよ。それは、やってみなきやわからないって言うかもわからないけれども、ただそういう不安を持ちながらも、やはりこれを否定していきますかお伺いします。

議長（細川運一君） 個別案件でなくて、その一般論としてそういう事実があったとした場合、文屋議員がおっしゃるようなことに該当するかという趣旨で議長として村側に答弁を求めたいというふうに思います。村長。

村長（萩原達雄君） 水かけ論になるかもしれませんけれども、職員が私的につくって、私的にそれを持ちかえった、ですからそれは横領罪だと。それはちょっと飛躍し過ぎじゃないですか。私的に作文したものを持っていっても横領罪ですか。ただの作文でも。例えば、虚偽の作文でも。そうじゃないでしょう、それは物によりますでしょう。ですから、私はその文書を、原本が村にない以上はコピーがあったか何だか私知りませんよ、村に原本がない以上は何とも答えようの確認もしようがないと、こういうふうに私は申し上げているわけでありまして、一貫して私は答弁に、偽りはなかったかってこんなことを言っていますけれども、私は偽りの答弁など1回もしたことありません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 文書公開の中でこういう裁判があったというのは多分わかっていると思うんですけども、ちょっとご紹介いたしましょう。これは平成11年の話です。平成11年の

3月18日、福岡地裁です。福岡県では、60億円以上の県庁ぐるみの不正支出が内部調査で明らかになった。その調査過程で、知事部局に設けられた旅費問題調査委員会には不正支出が記録された補助簿や預金通帳が集められた。住民はその公開を求めたが知事は、これは公文書ではないということで開示を拒否したんです。それが裁判になった。そしてその地裁では、裁判所は、本件文書は知事が職務上作成しましたと断定して、不開示を取り消したんです。結局開示することになったんです、これ。何も判こなんか押していないんです、これに。決裁も何もないんです、これに。それでも、こういう事例がもう既に出来ているんです。いつまでもそうやって、ないないって頑張っていると大変なことになりますよ。それでもいいですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ですから先ほどから申し上げているとおり、これまでの質問に対する答弁に偽りはないのかということですが、偽りは全くありません。今まで虚偽の答弁をしたそういう覚えは全くありません。そして、したがってその文書の原本がない、その時点で答弁のしようもございません。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君。

6番（文屋裕男君）　　あなたは知らない知らないって知っているでしょう。今の話を聞くと。

（不規則発言あり）全部話し合って（「議長を通してご発言を願います」の声あり）全部話し合って（「あなたという発言も訂正を願います、村長でございます」の声あり）総務課でつくっているんですから、この答弁書も。全部話し合っています。知らない知らないって言っているけれども、わかっていますよ、これ。ここにちゃんと総務課って書いてあるんだもん。総務課でつくっている私の答弁書。なぜそれわかつても聞かないんですか。それが何かずるいということなんですよ、私から言わせると。そうやってずるずる逃げていくんですよ。

じゃあ、別なことにいきましょうかそれでは。

議長（細川運一君）　　文屋裕男君質問を続けてください。

6番（文屋裕男君）　　続けます。私は、平成27年の6月と9月と12月に一般質問をしています。

その中でも、あなたは私に虚偽の答弁をしたんではないかと疑いがあります。疑いがあります。それはなぜかというと、私はこういう質問をしました。ある議員が、保健福祉課長と電話で何度も連絡を取り合い、そしてそれをあるところに持つていて、みんなで相談して、そしてやったと。私そう質問したんですよ。それであなた、どう答えましたか、覚

えていますか。覚えていなければ私が答えますから。

議長（細川運一君） 文屋議員、さきの定例会でそういう職責の名前を挙げてご質問なさったという事実は議長も判断しておりますけれども、今定例会では女性職員とか、そういうような表現でご質問を続けていただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。（「今、言いませんでしたよね、名前言いませんでしたよね」の発言あり）職名だけ（「職名ですよね」の声あり）職名だけおっしゃいましたけれども、女性職員とかそのような表現で続けてご質問願いたいというふうに思います。村長。

村長（萩原達雄君） ちょっと今、わからなかつたら私が言いますって言ったんですから、私よく覚えていません。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 村長、当時は議長でした。議長でしたね、当時はね。私のうちに来たときは無職だったんですけどもね、解散になりましたから。その私のうちに来たときの話なんです。それで、何回も連絡を取り合ったという方は、議員は、当時あなたの対立候補を応援していたんです。ですから、私のところに少し誇張して言ったかなんだかわかりませんけれども、何度も連絡をとって、そしてやったということを私のうちに来て話しました。それは、私だけが聞いているのではなくて複数の人間が聞いています。ですから、それは確実があります。あなたはここで答弁のときに、（「村長というご発言をお願いします」の声あり）あなたではだめなの（「村長でお願いしたいというふうに思います」の声あり）村長あなたはでいいですか、じゃあ。村長、あなたはそのときに「いや、そんなに何回もしたっていうことではないと思いますよ、多分1回か2回じゃないですか」って答弁したんですよ。私のうちには何度も来ていたって言ったんですよ。どっちが本当なんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今おっしゃっていることは、何のことか全然わかりません、私。そして、何ですか、その私が、じゃあ議員の仲間と何度も連絡した、そういうことを言った、ということなんですか。私はそんなことを言った覚えありませんよ。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 前保健福祉課長って言いましたでしょう。（「女性職員という表現でお願いします」の声あり）女性職員って言いましたでしょう、さつき。（不規則発言あり）

議長（細川運一君） 文屋裕男君質問を続けてください。

6番（文屋裕男君） しっかり聞いていてくださいよ。女性職員とあなたは電話しても出ないけ

れども、ある議員はその方と何度も連絡をとって、そしてあるところに行って話をしたということを、私のうちに来たんですよ。何度もやったって。そのことを私質問したんですよ、ここで。と言いましたよねって。あのね、あなたわからない、村長わからないわからないって言うかもわからないけれども、私はちゃんと通告しているんですよ。何で通告しているのに、なぜ調べないんですか、そこを。大体そこからしておかしいんですよ、あなたは、村長は。何で調べていないんですか、そういうのを。何でそんなに不親切な答弁をするんですか、私にだけ。みんなにはちゃんとやっているんでしょう、私はちゃんと通告していますよ。

議長（細川運一君） 文屋議員、着席願います。議長としても、そのような文屋裕男議員の一般質問の中で、そういう事実確認があったということに対して村長が答弁しているというのを、会議録を精査して私も認識しております。村長、答弁願います。

村長（萩原達雄君） 私はそのときに、今、文屋議員おっしゃったように、その当時の職員と私は1回もその後面談も何もしていないということは申し上げました。面談していませんよ。一切していませんよ。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 議長、私今そういうことを聞いていませんでしたよね。電話の話でしたよね。

議長（細川運一君） 私、議長として質問者から答える立場にございませんので、議事整理はいたしますけれども質問は村長にお願いしたいというふうに思います。（「議長のほうからもう1回答弁させてください」の声あり）はい。という趣旨でございますので、村長答弁願います。聞いたことに答えていないということでございます。文屋議員のご発言は。

村長（萩原達雄君） そうですか。私はそういったことを言った覚えはありません。そして、文屋議員が、その今、何、今言ったのは、私が議員と連絡したと、誰かのどこかの議員と。私はそんなことしていませんよ、議員と連絡したとかなんとかって。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、先ほどから女性職員と連絡とれなかつたと、別の議員は何度もやっていたって何回も言っているんですよ。何であなたが議員としゃべったなんて一言も言っていませんよ、私。何でそんな答え出しますか。おかしくありませんか、少し。

議長（細川運一君） その当時の会議録を見ますと、村長は事実を確認しようと努力したけれど

も、その当該職員、女性職員と接触はできなかつたという答弁をいたしております。そして、そのほかに、議員が、ある程度接触をした議員がいらっしゃつたのではないかなどといふうなことも村長は述べておられるというふうなことが事実関係だというふうに議長としては認識をしております。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 議長がもう認識しているんですよ。認識していないのは村長だけですよ。おかしなところ行っちゃうの、どこか。何か話を変なふうに変なふうに持っていくのは。よく聞きましたでしょう、今。私の思っているとおり言ってくれましたよ、今議長は。

議長（細川運一君） ただいまの文屋裕男君の発言は質問になつてない（「なつてないよね、まだね」の声あり）なつてないと思いますけれども。文屋裕男君、文屋裕男君続けてください。

6番（文屋裕男君） 同じことすっかり言ったんですよ、今ね。そこまで言いました、私。私聞きますけれども、その議員って誰ですか。言いますか、ここで。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ああいう事件があつたわけですから、その事実確認を議長たる私がやろうとしました。だけれども、その当該女性職員は全然私電話しても出ない、わからない、接触ない、話もしていません。ですが、同僚の議員は、私よくわかりませんよ、その心情が、心情がよくわかりませんが、同僚の議員が心を許す、その女性議員が心を許せる人には連絡をしているんだろうなと、こういう話は確かにしました。でも私はわかりません、それは。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） どうもあなたうそつき上手ですね。私のうちに来たときは、ちゃんとその人の名前まで言いましたよ。この人だって。名前まで言いましたよ。聞いていましたよ、複数で。忘れたんですか。（「ここで言えるわけないでしょう、あなた」の声あり）じゃあ、私言いますか。

議長（細川運一君） 議長を通してお願ひをいたします。文屋裕男君、質問を続けてください。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） あなたが言えないって言うんなら、私言いますけれども、それでもよろしいですか、聞きます。（「今、言ったじゃないか」の声あり）

議長（細川運一君） 文屋裕男君、質問を続けてください。

6番（文屋裕男君） いいですかって聞いたから、今。

議長（細川運一君） そうですか。村長そういうような、文屋裕男議員がそういうような村長が発言をした個人名を議場において発言をしてよろしいですかというふうに承諾を求めておりますけれども、よろしいですか村長。

村長（萩原達雄君） この質問は、私はそういうふうに仮に文屋議員の家に、その当時は議員じゃないんですね、文屋さんのところに行って、そういう話はしたかもしれません。ただ、それが一体何の根拠があって、公のこういった場所で、その議員の名前まで出す。何があるんですか、それは。あなたちょっとおかしいと思いますよ。そういうことが、私にはさっぱり取り合ってくれませんけれども、取り合って連絡をしている人も議員の中にはいるかもしれないですよということを言ったまでですよ。それ何もここの公の議場で、誰議員だとかなんとかって何でそんなことを言わなきやないんですか、あなたは。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） やはりね、こうした行政機関の執行部になれば、そうしたことでも皆明らかになるんですよ。そうしたことでも明らかにしていかなきやないんですよ、我々議員は。私はそういう使命があると思っています。ですから今やっています、こうやって。お話し出しています。ですから、何になるんですかじやないんですよ。これが議員の使命なんです、これは。私の使命なんです、これは。ですからやっているんです、こうやって。ですから、あなたがその人の名前を言えないなら私がここで話をしてもいいですかって言ったんですよ。答えてください。

議長（細川運一君） よろしいですか、村長。

村長（萩原達雄君） ですから、そういうことを言っていいですかの、どうか、そういった問題ではないんじゃないですか。言いたいんだったら言ったらどうでしょうか。私は何もいいですかとやって、はいいですよって言いませんよ。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

まあ、堂々めぐりだと思いますけれども、やはりそのときのお二人の会話というのは他人はどうもわかりません。そこに同席された方々もいらっしゃるんだろうし、文屋議員も（「同席した人なんかいないよ、無職の人間が2人で…」の声あり）だから今申し上げたいのは、お互い私人としての会話だったのではなかろうかというふうに思います。その点、今村長になっているわけでございます。村長、議員になっているわけでございますけれども、やはりお互いのその公職についているという立場をわきまえたご発言がやはり議会の品位を保つことになるんだろうというふうに、私は個人的には思っております。質問を続

けていただきたいというふうに思います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 公人となれば、こういう問題は必ず出てきます。最後に1つ聞きます。村長、不倫したことはありますか。

議長（細川運一君） 甚だ、文屋裕男君の品位も下げる質問でございますし、大衡村議会の品位を下げる質問と私は理解して、その質問を受けることはできません。質問があれば続けてください。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 私がなぜ今、こんな不適切な質問をしたかというのは、過去に例があるからなんです。平成27年の3月議会です。あのときに、ある議員がもっとひどいこと言っています。そのとき、村長あなたは議長である席にいました。あなたは、今、細川議長が私をたしなめたようなことは一言も言っていない。私はその議事録を見ました。ですから私ここで言うんです、わざと。品位を下げるなど、そんなことはとくとわかっています、そんなことは。それを承知で今言いました。つまり、もう少し議会がしっかりしなきゃだめだということなんですよ。議会がしっかりしないから、こんなふうになったんですよ。村民はそう言っています。そんな質問を許すなんて、とんでもない話ですよ。私はそう思います。ですから、私はこの質問に立ちました。答えてください。

議長（細川運一君） 質問になっていないと思います。そういうふうなお考えの表明だけで、村長に何を聞きたいのか明らかにして質問を続けてください。

6番（文屋裕男君） なぜあのときとめなかつたかと聞いているんです。

議長（細川運一君） はい、わかりました。村長。

村長（萩原達雄君） 私はそのことについて、答弁する何ものもない。ただし、その際、私もその話は今かすかによみがえってまいりました。不倫をしていますかとかなんとかって言った議員はいません。「セクハラ、パワハラはしていませんね」と言ったんですよ。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） じゃあ、帰ったら、この議会終わったら、その方の議事録をもう1回読んでみてください。「セクハラ、パワハラしていませんか」何を言っているんですか、あなたは、村長は。そんなことじゃないですよ。不倫なんていう問題じゃないですよ。もっとひどいことを言っていますよ。ですから、私今ここに立ってこうやって言っているんですよ。もう1回じやあ見てください。まだ残っていますから、この議事録は。それであなたとめなかつた。そのとき。そのまま続けた。議場わあわあとなった。聞き取れないものがいっぱい出てきて、その中で傍聴している人たちがそう言っていました、私に。それから

もうおかしくなった、中が。そうですよ、私みたいにあのような失礼な、確かに失礼な質問です、あなたにしたのは。そのときに議長がぴしっと抑えなきやいけない、本当は。私はそれ待っていたんですよ、本当は。なぜとめなかつた、忘れたってことはないでしょうよ。よみがえってきてたなら、なぜとめなかつたかってそのときどうしたんですか。あなたはそうじゃなくて、気味いい質問だ、そんで村長をやめさせることができると思ったんじゃないですか、そうじゃないですか。

議長（細川運一君） 不穏当と思われるご発言ござりますけれども、後に、後刻議事録を精査して、議長としてとるべき措置を行使するということを留保させていただきたいというふうに思います。（「俺のやつ」の声あり）今のそういうようなご発言の趣旨は、甚だ議員として不穏当すぎる発言ではなかろうかなというふうに思います。村長、答弁を願います。

村長（萩原達雄君） 念のためお伺いしますが、それは何月何日のやりとりのお話でしたか、ちょっと後で調べてみます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 私は、今回この質問に立って、そしてまた同じような答えがずっと返っています。村民の皆さん、住民の皆さんが口々に言っています。これは証拠隠滅だと。（「何月何日なのか」の声あり）今までのこと（「村長、静肅にお願いします」の声あり）それはもう終わりました。何言っているの。終わりました、もう。この8つの項目の書類、これはここにございません。ありません。そうやって突っぱねる。受け付けもしない。県ではこれは到達したものとみて間違いないとそう言っている。そういうものさえ取っておかないと。自分で作成して提出して、それもない。女性職員が持ってきて、持ってきたものも受け付けもしないで、それもない。みんな証拠隠滅につながるんではないかという村の人たちのお話です。そのようにとられますよ。それからもう1つ。私は持っていますよ。でも、もしこれが世に出たならば大変でしょうね。今持っている私のものが出たら、大変なことになるでしょうね。県ではそう言っていました。そういうこともずっと踏まえて、そして行動なさってください。私からはそれが言いたいです。本當にないという、その根拠。なぜないのか、それをお示しください。

議長（細川運一君） 再三、答弁を村長はしていると思いますけれども、文屋議員のそういうだけのお気持ちを持つての質問だというふうに理解して、村長に改めて答弁を求めたいというふうに思います。

村長（萩原達雄君） ないものは、やはりないわけあります。ないその理由、それはなぜな

いのか、その理由、私にもよくわかりません。それは多分誰かが持ち去ったからだと私は思っています。仮にあったとすればですよ、仮にあったとすれば、誰かが持ち帰ったんだと思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 最後です。大衡村の文書取り扱い規定、その中にこう書いてあります。総則の第4条「総務課長は、文書事務を総括し文書が適正かつ円滑に処理されるよう留意し、必要があると認めるときは、当該事務の処理に関し調査を行い、報告を求め、または指導しなければならない」と、これは県もすっかり同じこと書いています。ですから、この書類はしっかりと取っておかなきゃないということを言っているんですよ。それを怠ったということですよ。どうですか、最後に答弁願います。

議長（細川運一君） 同じ趣旨のご質問だというふうに思います。この趣旨の質問については、これを最後にしていただきたいというふうに思います。村長。

村長（萩原達雄君） ですから、これは公文書として村にはない。そのない理由、公文書としてあれば皆閲覧にかかります。かかるてはまずいから、誰かが持っていたんではないかという推測も成り立ちます。ただ、それだけです。仮にあったとすればですよ、あったとすれば誰かが持ち去ったということだと思います。誰だか私は特定できません。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「はい、終わります」の声あり）

ここで、休憩をいたします。

再開を3時20分といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、細川幸郎君、登壇願います。

[8番 細川幸郎君 登壇]

8番（細川幸郎君） 通告順位9番、細川幸郎です。

私は、これからの大衡村のまちづくりの構想について、国道4号拡幅後を見据え、市街化調整区域内の地区計画を拡大する考えはないかと題しまして、村長の答弁を求めるものであります。

一本木交差点から大崎市の境までの約5キロメートル強に関しましては、国の調査がな

され設計も進んでいると思われます。今後、東北地方整備局と仙台河川土木事務所との協議があり、その後、地元への説明会が開催されることになっているとのことであります。確実に着々とこの事業は前に進んでいきます。ただ、供用開始までにはまだまだ時間はかかりますが、近い将来国道4号が村内全線4車線になるわけであります。私は、そのことを見据えた上で国道4号沿線での地区計画を策定し、現実的な、そして大衡村らしい宅地造成を考えてはどうかと思うのであります。ただ、だからといって早急に取り組んではどうかというわけではありません。拡幅整備の形が見えてくるのは、まだ先のことと、5年後になるのか、さらにそれ以上かかるのかは未知数であります、それが具体化されたときすぐに取り組めるよう今から構想を練り、検討していってはどうかと提言するものでありますので、以下の6項目の質問を一問一答形式でいたします。

まず、1点目。今後の国道4号4車線化整備における住民説明会、用地取得、工事着工、供用開始までの見通しについて。また、県道及び村道の接続や側道はどうなるのかについてであります。

2点目は、土地開発においては農振農用地の現状が少なからず影響します。そこで、一本木交差点から蕨崎地区と大崎市三本木の境までの国道沿いの農振農用地はどうなっているのかをお聞きします。

3点目として、都市計画法での市街化調整区域内の開発行為が可能なものは何かを確認いたします。

4点目としては、村が策定した役場前の国道と県道の交差点をメインとした中心市街地整備計画による大規模な開発について、どれぐらいの長期的なスパンで具体化を考えているのかを問います。

5点目は、数年前から地区計画に策定されているところや、あるいは調整区域外での小規模な宅地開発での住宅の新築状況について大変良好なものと思いますが、村長はそのことをどう把握しているのかについてであります。

そして6点目、国道4号拡幅後を見据え、一本木交差点以北の地区計画策定は可能か。また、それについての村長の考えを問うものであります。

現在、大衡村では塩浪地区宅地造成における分譲開始、そして定住促進に向け、この一大プロジェクトの成功を目指して努力しています。まさにこれは喫緊の課題であると誰しもが認めるものであります。そして、その完了を見たその後、国道4号沿いの小規模宅地開発による大衡村らしいコンパクトで効率的なまちづくりへと、村全体のグラウンドデザ

インを描きながら考えていくべきと私は思います。

1回目の質問を終わります。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 細川幸郎議員の一般質問に答弁を申し上げます。

国道4号拡幅後を見据えた市街化調整区域内の地区計画を拡大する考えはないかというご質問であります。その中で6項目にわたってのいろいろなご質問であります。一点一点答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目の、国道4号4車線化整備の今後の見通しについてのご質問であります。国道4号大衡道路については国土交通省仙台河川国道事務所により平成28年11月の4日に測量、地質調査に伴う土地立入等の説明会が開催されておりますけれども、その後の状況について仙台河川国道事務所に確認をしたところ、道路設計が最終段階を迎えており準備が整い次第、説明会を開催する予定ということでございます。ご質問にあります、県道及び村道の接続や側道計画について、また、今後の事業の進め方については、この説明会において説明がなされるものと考えております。

次に、2点目の国道4号沿線の農振農用地についてのご質問でありますが、一本木交差点以北から河原交差点までの区間においては、農振農用地と俗に言われる農業振興地域農用地区域内農地、いわゆる青地と申しますが、と、農業振興地域内農用地区域外農地、いわゆる白地と申されますが、部分的にあります。が、ほとんどが農業振興地域外の農地となっております。河原交差点から以北の国道4号西側地域については、農振農用地がまとまっている状況となっており、また、この地域は第1種の農地であることから、転用が原則できることとなっております。ただし、農地法の運用に基づいた例外規定に合致すれば転用可能な場合もありますが、その際は農振農用地の除外手続が必要となります。

3点目の、都市計画法での市街化調整区域内の開発行為が可能なものは何かというご質問でありますが、まず、許可不用で立地できる建築物の一例としては、農家住宅や農林業用倉庫といった農林業用施設、そして図書館や公民館、郵便局などといった公益上必要な施設、非常災害時の応急措置建物等建築物などが許可不用で建築が可能となります。また、許可を得て立地できる建築物としては、学校や社会福祉施設、あるいは医療施設といった公共公益施設や小売業や飲食店、サービス業といった日常生活店舗、またドライブインやガソリンスタンドといった沿道サービス施設も許可を得て立地できる建築物となっており

ます。このほか、分家住宅や収用対象事業の代替建築物など、開発審議会の審議を経て立地が可能な建築物もありますが、いずれも面積要件とさまざまな条件を満たす場合に建築可能となります。

4点目の、村が策定した中心市街地計画の具体化について、何年後を目途とするのかとのご質問ですが、中心市街地整備計画については現在見直しが進められております。仙塩広域都市計画における第7回定期見直しにおいて、市街化編入を図るべく関係機関と協議を進めてきておりましたが、事業化のめどが整っていないことや、集団的優良農地が大規模に含まれているなどの問題から、編入が見送られております。村といたしましては、当該地は交通利便性の高い立地条件でもあり、住民の生活利便性の向上を図る上で、また、本村の魅力を高める上で、引き続き検討は必要であると考えておりますが、今後、人口減少が予測されるなどのこの時代の転換期を迎える中で、市街化区域の拡大にはさまざまな課題がありますので、一つ一つの課題解消に向け取り組むこととしております。したがいまして、ご質問の目途につきましては、現時点でお示しすることは難しいところでございますが、関連する県道大衡仙台線の整備進捗も考慮しながら計画の実現に向け努力してまいりたいと、このように考えております。

5点目の、村内小規模宅地開発による住宅新築状況をどう把握しているかというご質問ですが、村内では平成21年度に公布した地区計画条例が施行されて以降、五反田、亀岡地区に3つの小規模宅地開発合計19区画が、そしてまた、平林地区に1つの団地10区画が分譲され、早々に完売されております。そのほかにも、未利用地の1区画単位での開発も行われており、これまで地区計画内で148件の開発が届け出されております。また、定住促進補助金の対象となった新築戸建て住宅では、平成28年度まで143件の交付実績があります。

6点目の、国道4号拡幅後を見据え、一本木交差点以北の地区計画策定は可能かとのご質問でございますが、地区計画は住民の合意に基づいて地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するために市町村が定める都市計画となっておりますが、県の同意が必要とされております。策定に当たっては、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲であることや、農振農用地など都市的土地区画整理事業が制限されている土地を含んでいないことのほか、区域の形状や規模等に関する技術的基準を満たすことが求められております。また、新たに地区計画区域を定める場合、五反田、亀岡地区、そして平林地区、ときわ台地区の各地区計画区域を含めた規制市街地区域内の未利用地解消も一定

のめどをつけることが求められるものであります。このような条件を満たした上で、県の同意を得ることが条件となりますので、市街化区域の拡大は極めて厳しい状況にはありますが、国道4号沿線の良好な市街地環境の形成を図るために地区計画の策定は重要な検討課題と捉えておりまますので、国道4号拡幅事業の進捗状況を見ながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上で、第1問目の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） まず、今後の国道4号4車線化整備における見通しについて伺います。説明会、地元への説明会はいつごろになるのか、今年度中に開催される予定なのか、まずその点についてお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当初は、たしか先月中にというお話もあったやに伺っておりましたが、その後、ちょっとまだ固まっていないということですが、私の認識では本年度中に、本年内ですか、あるものではないのかなというふうに予感をしているところであります。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） そのとき、その説明会で国のはうから説明があるわけなんですか。それは最終的な設計がなされたものが説明されるわけですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、鋭意国交省のはうで設計、そういったものをしていただいておりますけれども、今度の説明会が今年中に開催された折には、ほぼ最終的なものになるのではないかなというふうに認識しております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） ということは、つまりそのときに沿線の住民の方の要望とか、村としての要望というものは、それはかなわないものなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） かなわないというのも変であります、よほどのことがない限りは、そこからの変更というのはなかなか厳しいのかなと、こんなふうにも思っております。詳しくは担当課長に説明させますか。後藤課長。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほど村長申し上げましたとおり、次に住民説明会行われる際に

は、村長答弁のとおりほぼ最終形の設計がお示しされるんだろうというふうに理解しております。それに対して、その住民の方の要望があった際、という場合についても村長答弁のとおりですが、大きな問題等がない限りはほぼその設計をベースに進められるだろうなというふうに理解しております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） フル規格の4車線ですから、中央分離帯当然できるわけなんですけれども、そうしますと日ごろ生活している住民の方にとっては、やはりその辺が気になるところであります。要は側道なんですね、国道4号とのアクセス、今は自由に出入り、交通量が少なくなったときは出入りはできるんですけども、そういったことでその側道についての情報というのは村では把握されているんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 側道ですが、皆さん非常に関心が高いその要件だろうというふうに思います。私も4車線化した場合に、両側に側道が全線つくのかなというふうに期待をしておりました。しかし、国の考え方としてはそういったことではなくて、これまでの交通体系を補完する、そういった例えれば村道と村道をつなぐための側道というような形ですね。そういったことで、全線につくということではないように聞いております。ですので、私の期待も少し外れてくるのかなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 現状、一本木交差点から蕨崎地区、そして三本木の境まで、県道とか、そしてさまざまな村道が今接続されていますけれども、その辺は、右折レーンがあればそれに越したことはありません。その右折レーンについて、現在の村道との接続した部分。十字路の場合は当然ですね、そこはもう交差点になりますので、十分な対応がなされるわけだと思いますけれども、問題は丁字路、十字路じゃなくて丁字路、その辺の右折レーンなどはどのようなものになるのか、村としては把握されておりますでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 基本的に交差点、信号のある交差点ということであれば、当然右折レーンは設置されるものというふうに、丁字路であっても信号のある交差点についてはそういうふうに認識しておるところでございます。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 私が数えたところによりますと、中学校、駐在所の交差点、そこですね、

そこからずっと蕨崎の斎藤商店前ですか、その辺まで、9から10ぐらいあるわけなんですよ、村道の接続が。あるいは県道の接続も含めてですね。ですから、これが全て本当に右折レーンが可能なのかどうか、その辺が本当に心配なところであります。確かに、4号がフル規格の4車線化になるということは、現在の交通事情を考えれば大変村としてはうれしいことではありますけれども、実際に周辺の住民の方はどうなるのかなというふうな一抹の不安もあります。今後、こういったことは村として国交省のほうには伝えられないのでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　これまでいろいろな要望、例えば土地利用組合、あるいは水利組合の皆さんのはうからの要望等々については、例えば水路の変更等々、そういったあるいは農道との接続とか、そういったことの要望は十分に伝えてきたというふうに認識しております。それで、交差点については今の駐在所の前ですかね、駐在所前って言うんですかね、そこから始まって蕨崎の、名前言って悪いんですがあの斎藤商店のところまでですね。合計数カ所をつくのかなと、8つぐらいいくのかなというふうに思っております。要望は、これまでにも十分に伝えてまいりたところであります。何せ、国でもなかなか査定が厳しくて要望どおりいかないということも事実でありますので、示された段階での皆さんの反応、そういうものを大変私は心配しているところであります。

議長（細川運一君）　　細川幸郎君。

8番（細川幸郎君）　　これは国の事業ですので、村としても明快なものはなかなか示せないとは思いますけれども、用地所得の時期あるいは工事着工の見通し、そしてさらには供用開始までの時期というもの、大変示しづらいとは思いますけれども、その辺について村長の現在知り得ている情報をお聞かせください。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　用地交渉の時期ということですか。用地交渉の時期というのは、やはりいろいろなことがありますので、29年度にはちょっと無理ではないのかなと。ですから、30年度以降になるのかなと私なりには思っていますけれども、こういった流れのスケジュールありますけれども、詳しくは予定として、あくまでも予定でありますから、詳しいことについては課長のほうから説明させます。

議長（細川運一君）　　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　これまで先ほど村長の答弁にありましたとおり、計画の説明会と

ということで昨年の11月4日に住民説明会が行われてきておりまして、現在、その後測量調査、地質調査行いまして、今道路の設計が先ほど村長の答弁にありましたとおり最終段階に来ているというふうに伺っております。今後の流れといたしましては、その設計をお示しする住民の説明会が開かれまして、その後に用地の幅くいの設置が行われるような流れとなっております。要は、道路の区域がどこまで広がるかというのを現地に、くいに落とすというような作業に入るというふうに伺っております。その後に用地の調査ということで、土地の境界の立ち合いですとか建物の調査というものが入った後に用地交渉が入ってくるというような流れになっておりますので、今の段階ではちょっと明確に村としても答弁できるものはないんですが、参考までになりますが、平成29年度予算がこの国道4号大衡道路のほうで2億円ほど措置されておりまして、そちらでは今進めている調査設計の部分と用地調査までの予算が措置されているというのが公表されている状況となっております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 次に、農振農用地について伺います。

国道4号沿い、一本木から北のほうですけれども、まず河原交差点付近まではほとんど外なんですね。農振農用地外なんです。東側はほとんど農振農用地外であります。農振農用地になっているのは、一部の区間はありますけれども、大部分は河原交差点付近から北へ向かって蕨崎地区ですか、三本木境のですね、そこは水田が広がっておりますので、そこは農振農用地になっています。と、私はちょっと確認いたしました。村長の答弁にも、このとおり答弁されておりますけれども、まずそれはお聞きすることではありませんけれども、まず、村の中心市街地計画、これはかなり大規模な開発になるわけであります。それで、事業主体がどこになるかとか、それから農振農用地の水田が広がっているところであります。これが本当に村が計画した青写真どおりに進めるということありますけれども、果たして何年後にそういう大規模な開発がなるのか、あるいは村長の答弁にもありましたように人口減少社会、さらには時代の変革といいますか、そういうことを踏まえまして村長の中心市街化の役場前の交差点をメインとしたその辺の考えをもう一度お伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 中心市街地計画でありますけれども、本当に仙塩広域全体で今人口の増加フレーム、こういったものがどうなのかなということを考えた場合に、大変難しい問題も

抱えているところでありまして、大衡仙台線、先ほども申し上げました。大衡仙台線の進捗状況が、事あるたびに私は大衡側からの着工というか施工、こういったものをを目指してはどうかというようなことも言っていますけれども、しかし、それも別に決定するわけでもなんでもないということですが、ここの国道4号線を中心とした中心市街地区域ですかね、の実現というものはなかなか厳しい状況にあることは間違ひありません。そんなに簡単にいくということでもございませんし、それで今、五反田地区とか亀岡地区、そういういたところにもまだまだ未利用地があるということでありまして、そこが満杯にでもならない限り、なおそういったところに波及してくるということがなかなか困難な状況の中でございます。したがいまして、何年にそれをできるかというふうなこの期限をお示しするのはちょっと難しい話だなど、こんなふうに思っています。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） ならば、やはり現実的なもので定住促進を図るというのも村全体のことを考えれば必要になってくるのかなと思うわけであります。それで、大規模な開発よりもこれからは先ほど申しましたように、コンパクトでしかも効率的なもの、そういう宅地開発が意外と先ほど申しましたように小規模開発ですね、住宅が新築されております。そういうことに転換していっては、転換するということではありませんけれども、そういうこともやはり検討すべきものなのかなと思うわけですけれどもいかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました。新たに市街化区域の地区計画等々を拡大するためには、やはり既存の市街化区域と既存地区計画区域内の未利用地、利用されていない土地の解消が図られなければならないというそういった足かせもあるところであります。議員おっしゃるとおり、近年、五反田地区に10区画、亀岡に5区画、五反田4区画、塩浪地内10区画と、先ほども答弁でも申し上げました。そのほかにも、沓掛団地やら上ノ沢団地でも近年分譲が進み、残りは数区画とはなっているものの、まだまだ五反田、亀岡地区においても未利用地が散在していると、点在しているということあります。そういうところの解消が図られない、ほかの地域にそういうものを計画する、そういう許可が県なり国の、そういうものが難しいというのが今現状でありますから、その辺をぜひご理解をしていただきたいと思います。議員仰せのとおり、河原地区とか桙木地区、そういうところの住宅最適地等々も当然あります。それはわかっておりますけれども、そういうところにも今後目を向けていければなとは思っております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 4号線沿いは下水道が通っています。ですから、インフラ整備に巨額の費用がかかるまでにはいかないと思います。先ほど申しましたように、ほとんど農振農用地がないということですので、宅地開発はしやすい箇所なのかなと思います。ましてや、4号線沿線ですので将来4号線が4車線化になればいろいろな、大規模な商業施設は難しいかもしれませんけれども、ある程度のそういった商業施設が立地する可能性もあります。国道4号も今、先ほど来お話をあったように、まだ住民説明会も開催されていない現状でありますけれども、私がなぜ今の段階で、まだ姿が見えない段階でこのような質問をしているかといいますのは、やはりこれからそういった構想を、村としての構想をまず練る必要があるのかなと、中心市街化計画を進めるよりむしろそのほうが村の活性化にはつながるのかなと。そして、定住の促進にも結びついてくるのかなと思います。いかがでしょうか村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね、4号線沿線の住民の私も1人として、本当にそういったことは昔からそうなればいいのになというふうな考えもありました。しかしながら、今現在、中心市街化地区そしてまた地区計画なりの青写真、図面、役場中心として、役場とそれから五反田ですかね、の中心として今までに策定を終えたばかりであります。それをさておいてこっちというような計画を立てるということは、本当に不可能と言ってもいいくらいの至難の業ではないのかなと、こういうふうに思っておりますのでご理解をいただければなと思います。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 1問目の村長の答弁には、国道4号沿線の良好な市街地環境の形成を図るために地区計画の策定は重要な検討課題と捉えておりますという、国道4号拡幅事業の進捗状況を見ながら検討してまいりたいという答弁をいただきました。大変期待しております。この辺についてお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、国道の4号の一本木から河原交差点までは両側ともそういったことに十分耐えうる用地であろうなというふうに思っております。なので、そういった機運が住民の間にも高まって、そういったミニ団地ですかね、10区画ぐらいのものができるといった機運が高まれば、村としても当然要望に応えて何らかの県とのいろんな関係、

そういうしたものも構築してまいらなければならないし、そういうことも当然視野には入ってくるというふうに思っております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 沿線沿いの住民の方は、昔からそのことについては言っておられます。市街化調整区域で建てられないのに評価額が高いとかそういう、固定資産税ですね。そういうこともいろいろ私聞いておりますし、住民の方は「いや、そんなのいらない、今までいいよ」とは、恐らくそうはならないと思います。村長も先ほどおっしゃったように、国道からそんなにさほど離れておられないところにお住まいです。周辺の住民の方ともお話しする機会、今まであったと思いますけれども、そういう住民の方の声というのは伺っていないんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 直接まだ沿線の宅地開発等々のご意見なり要望はまだ伺っていないところであります。先ほどご心配されておりました側道等々、あるいは拡幅の規模ですね、どこまで広がるかということで、住民の皆さんのがん心がかなり高くて、ならばかかってほしいとか、いや、ならばかかってほしくないとか、いろいろなニーズがあるようでございますので、その辺はいろいろ聞いてはおりますけれども、ただ、ミニ団地住宅そういうとの話はまだどなたからも聞いたことはございません。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） 早急にそういう開発をしようとはまだ誰もが思っていません。まだ現状のままの国道ですからね。それが5年後になるのか、またはその先、何年先になるかもわかりませんけれども、国の事業ですので予算も絡みますので、その辺はまだ確実な見通しというものはないわけですけれども、いずれはやはり4車線化になるわけです。ですから、今から少しづつ庁舎内でこのことについて構想を練って検討をしていくはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） やはり水路の取りつけ等々、あるいは村道の取りつけ、そういうところが、村道の取りつけは交差点化になったところ等々ありますけれども、ただ一般の農道的な場所もありますよね。そういうところの取りつけ、そういうものについても今後いろいろいろ村としてどのようにしていくかといった検討ももちろんありますし、さまざまな問題がこれからも発生してくるというふうに考えております。議員もぜひいいプラン、ある

いは構想がありましたら、ぜひ私どもにもお知らせをいただければなと、提案いただければなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎君） まだまだ供用開始といいますか、工事の完成が先なわけなんで、時間は十分にありますので、いろいろと検討していきたいなとは思っております。まずもって、やっぱり今の塩浪団地、今造成しているところ、その分譲開始が間近ですけれども、その完成を見て、その後この4号線沿いのイメージといいますか、グラウンドデザインといいますか、そういうものを描いていくことが必要だと思います。

最後に、やはり何回も同じことを聞くかも知れませんけれども、村長のその辺の考えを問います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 国道4号線の4車線化、まさに大衡村のこれまでの長年の懸案でもありました。それが早く完成して皆さんの利便に応えられるようなものになればいいなというふうに思っております。しかしながら、私は国交省の方々にも通過車両あるいは産業用の車両の、あるいは通過車両ですね、その利便性を優先する余りに沿線住民の生活の利便が損なわれては本末転倒でありますよということを私は常々言っておりますので、それだけはご理解をいただきたいなと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員